

第30回軽米町議会定例会平成31年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会

平成31年 3月 7日(木)

午前10時00分 開議

議事日程

議案第8号 平成31年度軽米町一般会計予算

○出席委員（11名）

1番	中里宜博君	2番	中村正志君
3番	田村せつ君	4番	川原木芳蔵君
6番	館坂久人君	7番	茶屋隆君
8番	大村税君	9番	松浦満雄君
10番	本田秀一君	12番	古館機智男君
13番	山本幸男君		

○欠席委員（2名）

5番	上山勝志君	11番	細谷地多門君
----	-------	-----	--------

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	山本賢一君
副町長	藤川敏彦君
総務課総括課長	吉岡靖君
総務課企画担当課長	梅木勝彦君
総務課総務担当課長	小笠原達夫君
会計管理者兼税務会計課総括課長	小笠原亨君
税務会計課課税担当課長	福島貴浩君
税務会計課収納・会計担当課長	松山篤君
町民生活課総括課長	川島康夫君
町民生活課総合窓口担当課長	福田浩司君
健康福祉課総括課長	坂下浩志君
健康福祉課福祉担当課長	角田貴浩君
健康福祉課健康づくり担当課長	大西昇君
産業振興課総括課長	小林浩君
産業振興課農政企画担当課長	長瀬設男君
産業振興課農林振興担当課長	日脇邦昭君
産業振興課商工観光担当課長	畑中幸夫君
地域整備課総括課長	川原木純二君
地域整備課環境整備担当課長	江刺家雅弘君
地域整備課上下水道担当課長	中村勇雄君
再生可能エネルギー推進室長	戸田沢光彦君
水道事業所長	川原木純二君
教育委員会教育長	菅波俊美君

教育委員会事務局総括次長  
教育委員会事務局教育総務担当次長  
教育委員会事務局生涯学習担当次長  
選挙管理委員会事務局長  
農業委員会事務局長  
監査委員  
監査委員事務局長

堀 米 豊 樹 君  
工 藤 薫 君  
大清水 一 敬 君  
吉 岡 靖 君  
小 林 浩 君  
竹 下 光 雄 君  
小 林 千鶴子 君

○職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長  
議 会 事 務 局 主 査  
議 会 事 務 局 主 任

小 林 千鶴子 君  
鶴 飼 義 信 君  
川 島 幸 徳 君

---

◎開議の宣告

○委員長（松浦満雄君） 昨日に引き続き会議を開きます。

本日の欠席者は、上山委員、細谷地委員、山本委員が忘れ物をしたということで  
10分ほどおくれるということです。

（午前10時00分）

---

◎議案第8号の審査

○委員長（松浦満雄君） それでは議案第8号、第1項の説明を昨日行っておりますので、  
きのうに引き続きまして税務会計課、町民生活課の分の質疑を受け付けます。

質問ございますか。

中村委員。

○2番（中村正志君） 出張所関係ですけれども、私が見たところ賃金が随分多いなと思  
って昨年度の予算書を見たら、同額で同様のものというふうに考えていると思  
いますけれども、行政改革の関係等の計画がどのように進んでいるのかわかりませ  
んけれども、行政改革とあわせてこの出張所のあり方というのは、ことしの場合  
はこれを見れば何も変わらないというふうになっていると思いますけれども、そ  
の辺のところはどのようにお考えで来年度進めようとしているのか。

○委員長（松浦満雄君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 中村委員のご質問にお答えします。

出張所の運営につきましては、民営化も考えられるのではないかとということで、  
今出張所があるところに他の公的な機関と言えらると思いますが、郵便局があるわ  
けなのですけれども、そちらのほうへの業務の委託等できないかというふうなこ  
と等を検討しましたけれども、ただ、今の時点で公金の収納というところで、か  
なりシステムの改修とかいろいろ、やはり郵便局は郵便局なりの収納の形態を持  
っておりまして、今の当方の納付書等とは合わないところがある、そういったと  
ころなどを考慮すると、収納代理機関等にも今直ちには指定できないという状況  
がございまして、平成31年度につきましては今までどおりの出張所というふう  
に考えております。

○委員長（松浦満雄君） ほかにございますか。

古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 今の行革推進費の関係でお伺いしたいと思います。1項の、  
大丈夫ですか、1項の、もう終わって、きのう……

〔何事か言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） いいです。よろしく申し上げます。

○12番（古舘機智男君） 済みません。定例会議中ちょっと入院していて、きのうようやく退院してきました、ご迷惑おかけしましたが、ちょっと1項の一番最後のほうの行革についてお伺いしたいと思います。

前から言っている出張所のみの問題と、大きなテーマの中で保育所の民営化という問題がありまして、その関係で町長は基本的には財政措置等々が大きな要素を占める中で民営化を図っていきたいということをお話しされております。その中で、私の認識とちょっと違うところもありますので、私立と公営の財源内訳、建設等々による財源内訳について明確にわかるような資料と申しますか、説明、数字等々が入ってくると思いますので、その点について私立、私は交付税措置等々含めて全体的にはそんなに差別というか、差がないというふうな認識をしているものですから、その辺がわかるような形での資料と説明をお願いしたいと思います。

○委員長（松浦満雄君） 今ですか。

○12番（古舘機智男君） いや、今でなくていいですけども、この第8号議案の中で目安で総括的にでもいいですので、よろしくお願いします。

○委員長（松浦満雄君） ということで、ございますか。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 答えるというより、資料の出し方について。

○委員長（松浦満雄君） そうですか、では総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） ただいまのご質問ですけども、交付税につきましては総務課でございますけれども、具体的な補助制度等については健康福祉課になりますので、健康福祉課のほうと協力しながら資料のほう作成してまいりたいと思います。

○委員長（松浦満雄君） 総務課分については、ちょっときのう終わってしまいましたので。ほかにございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） なければ次に移ります。

その前に、きのう冒頭で款ごとにと申すことで皆さんから了解を得たつもりだったのですが、項ごとでいきますか。

〔「項ごとのほうがいいと思います」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） では、そういうふうにしますか。

〔「ボリュームの関係で」「各款によっては、款ごとでもいいような感じも」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） わかりました。では、そういうことで、それでは2款の総務費の2項企画費に移ります。

説明があれば、お願いします。

総務課総括課長、吉岡靖君。

- 総務課総括課長（吉岡 靖君） 2項の企画費について説明いたします。45ページになりますけれども、企画費につきましては、本年度実施いたしました向川原地区の浄化槽の撤去工事や町民バスの購入費、あとは本年度まで実施してまいりました百人委員会については、また今後検討の上、総合発展計画の整備等も含めながらあり方を検討するというので、そのほか地域おこし協力隊の予算等も当初からはちょっと除いて、じっくり下ごしらえをするということで除いております。そういうこと等ありまして、昨年度から3,312万円減の1億3,894万3,000円を計上しているところでございます。

具体的な事業の中でことし特に盛り込んだものとしては、46ページをごらんいただきたいのですが、13節委託料でございますが、3項目めに軽米町総合発展計画策定業務委託料ということで199万1,000円を計上させていただいているところでございます。現段階の総合発展計画につきましては、平成32年度までとなつてございますが、やはり時間をかけながらじっくりと計画を策定する必要があるということで、本年度、あと来年度の2カ年で作成しようというふうに考えてございます。初年度となる平成31年度につきましては、住民意向の把握等、あと事務局でのたたき台となる計画素案等の検討支援を委託したいというふうなことで掲載してございます。そのほか、昨年より大きく変わっているところはないものでございます。

以上です。

- 委員長（松浦満雄君） 4項までお願いします。  
○総務課総括課長（吉岡 靖君） 4項まで、総務課の所管分は以上です。  
○委員長（松浦満雄君） それでは、関する部分。

〔「4項」と言う者あり〕

- 委員長（松浦満雄君） 4項まで。

〔「目」と言う者あり〕

- 委員長（松浦満雄君） 目まで。

町民生活課総括課長、川島康夫君。

- 町民生活課総括課長（川島康夫君） 2項の企画費の中には、町民生活課で所管しております花いっぱいビューティ軽米推進コンクールに係る予算計上されておりますので、簡単に説明したいと思います。

1つが45ページ、8節の報償費、花いっぱいビューティ軽米推進コンクール審査員謝礼等々、昨年と同額の計上になります。それから、46ページの11節需用費には、花の種子代として消耗品を計上しております。それから、13節の委

託料は育苗用の業務委託料等を計上しております。いずれも昨年と同額となるものでございます。

次に、2目の公害対策費ですが、これも昨年と同額の計上になります。12節の役務費につきましては、従前から実施していますゴルフ場、それから長倉にある旧最終処分場、それから山内にある岳の湧口の水質検査等の費用を計上しております。

以上です。

○委員長（松浦満雄君） それでは、再生可能エネルギー推進室長、戸田沢光彦君。

○再生可能エネルギー推進室長（戸田沢光彦君） それでは、4目の再エネ推進費について説明いたします。

昨年と比較しまして141万3,000円減の403万7,000円となっております。主な昨年との違う点ですが、9節の旅費でございます。普通旅費でございますけれども、昨年より27万9,000円増の48万8,000円を計上しております。理由といたしましては、横浜市との再エネの連携協定を締結しておりまして、具体の予定はありませんけれども、各種協議に備えた旅費を計上したものでございます。

それから、委託料の309万円でございますけれども、再生可能エネルギー発電事業推進専門員派遣業務委託料でございます。これにつきましては、昨年よりも163万円減となっております。62日分を計上してございます。

それから、18節の備品購入費7万円、皆増でございますけれども、これは軽米西ソーラー、軽米東ソーラーが平成31年度に稼働するわけでございますけれども、それに合わせまして調整池等の監視カメラを見るパソコンを購入しようとするものでございます。

以上でございます。

○委員長（松浦満雄君） それでは、2項企画費について質問を受け付けます。質問ありますか。

中村委員。

○2番（中村正志君） 前からもちょっと話ししている部分の中で、地域活動支援事業費補助金、これは町長が自分が町長やっている間はずっと継続するというふうなことを当初から話していただきましたので、これはこれでいいのですけれども、この中でその補助金の相手方ですけれども、行政区が対象となっていて、1行政区の中でも大なり小なりとあるわけですが、複数の行政区でやる場合や組んで事業を展開する場合と1行政区で展開する場合は差をつけられております。その辺のところを世帯数というふうな数の中での考え方はないのかということを再三私提案、提言しておりますけれども、ことしもその考えはないのか。例えば180世

帯もある1行政区と3つの行政区が集まっても100世帯に満たないところもないわけではないと。そういう中で3つの行政区が組めば掛ける3というふうな補助金の割合であると、非常にこの辺は公平性に欠けるのではないかというふうに思うわけですが、その辺のところの見直しが必要ではないのかなというふうに私は常々感じておりますけれども、その辺の考え方はことしもないのかお伺いしたいと思います。

○委員長（松浦満雄君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） まず、ちょっと私だったか、ちょっと前の説明で誤解を招いているのかもしれませんが、算定の仕方についてでございますけれども、補助率の関係ですが、単独の行政区あるいは町内会等の場合は事業費の2分の1、複数の行政区の場合にはその事業費の4分の3を補助しますというふうなことでございます。先ほど中村委員のほうから、3行政区だと掛ける3というふうなことではなくて、そのやる事業の事業費に補助率を掛けるというふうな算定の仕方でございますので、事業費というのは上限もあるわけなのですが、その世帯数とか参加人数等によってもやっぱり大きく異なってくるので、中村委員お考えのその世帯数というのは事業費の中に含まれてくるのかなというふうに今のところ考えております。

○委員長（松浦満雄君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 上限が違いますよね、はっきり言って。1行政区と複数行政区で、その割合も違うし、上限も変わってくると思うのです。だから、今は今の制度に合わせた形で事業費等組むと思うのですけれども、その辺のところやはり最初から違いがあるので、やり方も変えてそれに合わせてやっていると思うのだけれども、その辺のところ上限が世帯数というふうな、複数行政区か1行政区かだけでその上限も変わっているし、補助割合も違っているというふうなことです。その辺のところその行政区の中での世帯数というふうな広い範囲での取り組みというふうな部分での比較というふうなのは考えられないのかなということを私はお話ししているのですけれども。

○委員長（松浦満雄君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） ちょっと休憩。

○委員長（松浦満雄君） 休憩します。

午前10時19分 休憩

-----  
午前10時19分 再開

○委員長（松浦満雄君） 再開します。

総務課総括課長、吉岡靖君。

- 総務課総括課長（吉岡 靖君） 当然上限はございますので、例えば地域交流のための設備、施設整備等であれば、例えば単独であれば2分の1、上限は30万円ですよ、複数の場合は4分の3となって、その上限は60万円までですよとなります。となりますと、事業費当たり、事業費にしますと75万円以上の事業が必要になってくるというふうなことになってございます。ちょっとこれまでそういった上限を超えるような形での事業を組みたいということはちょっとご相談はなかったので、ちょっとそういうこともあって中村委員が想定しているような制度改正等はちょっと考慮しなかったわけでありましたが、ちょっと具体的にこういったことにはこのぐらゐの事業費が逆に必要で、そのためにはこのぐらゐの補助、この制度をこういうふうに変えてほしいというのは、できれば後でも個別にでもご相談いただければ、ちょっと制度全体の中で当方も検討したいと思います。
- 委員長（松浦満雄君） 中村委員。
- 2番（中村正志君） ということは、相談すればその辺を考慮していただけるということで理解してよろしいのでしょうか。というのは、具体的に言えば、今の制度の要綱を見てやっていけば、あそこまでしか事業費は出せないのだなというふうなことで我々は計画を立ててやっているわけです。というのは、幾ら出したって上限があるのだからというふうなことでやっていることですので。それを実際このぐらゐかかっていくのだよとお願いして、当然事業主体のほうからのお金も当然出ることですから、その辺も含めて深く考えているわけですがけれども、まずその辺相談があれば考慮するというふうに受けとめていいのかどうか確認します。
- 委員長（松浦満雄君） 総務課総括課長、吉岡靖君。
- 総務課総括課長（吉岡 靖君） いいえ、先ほど申し上げたのは、そういうご相談をいただければ制度全体の中でそれに対応できるか検討したいというふうにお話ししましたので、個別に相談があればそれに対応していきますというふうなことではございません。あくまでやはり当方の考え方としては、年額の一定予算の中でうまく活用していただきたいという考え方があります。要望に応じて青天井みたいに予算が膨らんでいっても、それが継続的に対応可能かどうかというふうなこともございますので、やはり公平性というふうな観点からも制度全体で考えていく必要があると。ただ事例としてそういうのがあれば、今後の制度のあり方について参考にさせていただきたいというふうなことでございます。
- 委員長（松浦満雄君） 中村委員。
- 2番（中村正志君） 実際これは今始まったことではなく、今までも何年かやって実際の事例があるはずなのです。事例があれば、当然その世帯数とか行政区、複数行政区等にお上げしている補助金とかというふうなものについては当然実績として出ていると思います。その辺を勘案すれば、世帯数というふうな受益者数といい

ますか、その辺のところは、ここは何人ぐらいの世帯数でこれだけのことをやっています、幾ら補助金が出ている、ここはこんなに世帯数があつて幾ら補助金が出ているというふうなのは実際出ているはずですから、その辺はあえて今相談しなくても、少なくとも制度のみだということであればそれをもとにして、私が言う公平性というふうなところを勘案した場合にはおのずと答えが出てくるような気がするのですけれども、その辺ちょっと私が言っていることが理解していただけないのでしょうか。

○委員長（松浦満雄君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 申しわけございません。私の場合ちょっと理解できていません。先ほども申し上げましたとおり、事業費があつて、それに対しての2分の1なり4分の3の支援というふうなことでございますので、世帯数割でそれをプラスにするとかなんとかというのはちょっと逆にどうなのかなというふうに考えます。

以上でございます。

○委員長（松浦満雄君） ほかにございませんか。

古館委員。

○12番（古館機智男君） 委託料の関係で、総合発展計画の策定の関係の説明にありました。基本的な姿勢として、これまでが悪かったという意味ではないと思いますけれども、十分な時間をかけてやっていきたいという形の説明があつて、基本的にはその方向は賛成であります。ただ、ややもすればといいますか、今回の委託料としてコンサルを想定していると思いますけれども、約200万円の委託料を、確かにコンサルはいろんな情報を持っておりまして、先進事例を持っていますから、文書的にはすごく立派なものができるのですけれども、これまでの私を感じたところでは、それが町がつくったものだと溶け込んでいないというか、文書がひとり歩きしているというか、孤立しているというか、という感じを私としての感想を持っておりました。そういう中で時間をかけて検討するというのは非常に方向として賛成であります。そういう意味では、今度は百人委員会は廃止するというのもありましたけれども、どういう形で総合発展計画が、役場職員がもちろん理解して、町民もそれを理解して、一緒になって町づくりをこの目標に向かっていこうというふうな形のプロセスが非常に大事な要素だと思っています。それで、今単に説明では時間をかけてという形しか具体的な話はありませんでしたけれども、百人委員会の廃止も含めて、例えば総合発展計画をつくっていく上で作成過程の中でどう職員がかかわるか、それでそれがたたき台ができたなら町民にも知らせて座談会を開いて聞いていくとかそういう持っていき方というの、そういう形が全てだとは思いませんけれども、時間をかけて作成するという

中身の具体を説明していただきたい。

○委員長（松浦満雄君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 具体的にはこれから詰めていくわけですが、今想定しているのは古館委員おっしゃるとおり、住民の方との意見交換とか庁内職員によるワーキンググループ等もつくりながら進めていきたい。例えば今平成31年度に基本構想のところを重点的にやっていき、平成32年度につきましては基本計画に向けた進め方というふうに考えています。時間をかけるというのは、要は委託先の作成時間をただ単に長くをとることではなくて、当方と委託者側との情報共有であったり意思疎通であったり、あとは住民の声を当然アンケート等もいただきましたり、これまでの事業検証等含めながら、そういったことでより質を高めていきたいというふうに考えております。

○委員長（松浦満雄君） 古館委員。

○12番（古館機智男君） 今の答弁聞いていますけれども、具体的になっていないということもあれですけども、時間をかけて平成31年度の最初からということですが、ある意味そんなに早過ぎるということでもないくらいに私は思っていますし、もう具体的な持っていき方という構想の部分がしっかりできている時期ではないかな。それが総合発展計画の根幹になってしまうと思うので、それがあとはどうしても文書はコンサルがつくるのだというふうな感じで。コンサルは使うなというわけではないのですけれども、できたら本当にコンサルなしで自分たちのデータを、今だったらいろんなデータはそろそろと思いますし、役場内での検討委員会みたいなものとか、どういう形になるかわかりませんが、プロジェクトチームみたいな形になるかもしれないけれども、盛り上げてつくり上げていく過程がもっと具体になっていく必要が今の段階ではあるのではないかと思いますけれども、そういうタイムスケジュールについてはどのように考えているのかお聞きしたい。

○委員長（松浦満雄君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） まず、今自分たちでもできるのではないかと、今すごい制度が目まぐるしく変わっていく、そういった中で職員も多数の課題を抱えている中で、はっきり申し上げまして、職員だけでこの計画を策定していくというのはちょっと難しい状況にはあります。そこはご理解をいただきたいと思います。

今後例えば業者と契約を結ぶ場合も、当方のロードマップも示しながら事業を進めていくこととなりますけれども、例えば平成29年度におきましては町民のアンケート調査とか住民との意見交換会、これにつきましても百人委員会にかかわる位置づけとするかどうかともこれからのちょっと検討になりますが、いずれ幅広い世代の方からの意見をいただけるようにしたいというふうに考えております。そ

れとあと関係機関等とのヒアリング等を行い、庁内のワーキンググループにつきましても来年度からですか、立ち上げていろいろ意見を出しながらやっていく。できれば2019年度に基本構想のところをつくりまして、2020年度に向けてはまた住民の皆さんとの意見を聞きながら、あるいは地域懇談会等も開催しながら基本計画等に進めて最終的に2020年度末までにはまとめていきたい、そういうふうに考えております。

○委員長（松浦満雄君） 古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 今回の総合発展計画は、今までとは違うという感覚で説明されたりして、そういうふうに受けとめましたけれども、そういう意味ではこの新しい総合発展計画の作成に当たっては、町長の決意というか、自分の描いているイメージというか、そういうことがありましたら、町長からの答弁をお願いしたいと思います。

○委員長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 今総務課総括課長が説明したことにほぼ私も同様の考え方でありますので、できるだけ皆さんから広く年代別、さまざまな面で広聴の場をできるだけ多く設けながら、そしてまた意見をできるだけ集約したものを実現できるように盛り込みながら、あと委託もし、いろんなデータあるいは数字等も勘案しながら、そういった形の進め方をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（松浦満雄君） よろしいですか。

○12番（古舘機智男君） いいです。

○委員長（松浦満雄君） 山本委員がまいりましたので、再生可能エネルギー推進室のほうに出ておりました資料要求がございましたので、こちらのほうの説明をいたします。いいですか、山本委員。残置森林等の維持管理に関する協定書、準備できましたか。

○13番（山本幸男君） はい。

○委員長（松浦満雄君） それでは、再生可能エネルギー推進室長、戸田沢光彦君。

○再生可能エネルギー推進室長（戸田沢光彦君） 残置森林等の維持管理に関する協定書を資料として提出しております。全文を読ませてもらいたいと思います。

軽米町と合同会社軽米西……その前に、この協定書については全部の事業所と締結しているものでございますけれども、中身が同じでございますので、代表的なものを、軽米西ソーラーの部分を出させていただきます。

読ませてもらいます。軽米町と合同会社軽米西ソーラーは、森林法第10条2の規定により許可を受けた林地開発行為に伴う残置または造成された森林・緑地の維持・管理について、次の条項に従い履行する。

見出しは省略させていただきます。

1、残置森林等は、乙が土地所有者または権利者と協議した計画に基づき善良に維持管理を行う。

2、残置森林等が地域森林計画の対象となる場合は、乙はその計画に即した施業を行う。この地域森林計画というのは、県で策定した計画ということでございます。

3、残置森林等のうち補植または改植を必要とする箇所に、乙は現地に適合した樹種を適期に植栽する。

4、残置森林等のうち造成した森林または緑地について、乙は活着するまでの間、散水等の措置を講じる。その他、下刈り、つる伐り、除伐、間伐及び施肥を必要とする箇所について、適切な保育作業で管理する。

5、残置森林等の立木を伐採する場合、乙は土地所有者または権利者との協議を経た上で、甲に協議する。

6、乙は開発行為完了時に土地所有者または権利者と協議し、残置森林等の維持管理計画を作成し、甲に提出する。

7、残置森林等の所有、その他森林等を利用する権利を他に譲渡した場合、乙はその誓約事項を当該権利者に承継させるものとするということでございます。

6条の維持管理計画というのは、森林経営計画ということで軽米町に提出しています。

以上でございます。

○委員長（松浦満雄君） 山本委員。

○13番（山本幸男君） この説明はわかりましたが、ちょっと堅い言葉で難しく書いているものだから、ちょっと意味がわからないところもありますので。私の質問したのは、林地開発の許可をもらって、その後の管理の状態、残った残置の緑がそのまま残る、確保、担保されるかということが1つ、それから今後またパネルがふえるとか、道路の部分でも張りつけをすとかというふうなことが出てくるかどうか、緑を残したほうが良いという立場で発言しましたが、その点を簡単に説明してもらえますか。

○委員長（松浦満雄君） 再生可能エネルギー推進室長、戸田沢光彦君。

○再生可能エネルギー推進室長（戸田沢光彦君） 残置森林、緑地が確保されるか、維持されるかということでございますよね。これについては、県の林地開発許可をいただいておりますので、その面積を変更する場合はちゃんと許可を取って変更するわけですがけれども、いずれ現在のところそういった変更というのは、もしあるとすれば県のほうに提出して認めていただくということになります。

○13番（山本幸男君） パネル。

- 再生可能エネルギー推進室長（戸田沢光彦君） パネルについても同じでございます。  
その開発する面積が決まって許可をいただいておりますので、それ以上になるということはないです。
- 委員長（松浦満雄君） いいですか。
- 13番（山本幸男君） わかりました、了解。
- 委員長（松浦満雄君） 古館委員。
- 12番（古館機智男君） これに関連してお伺いしたいと思います。資料を持ってきていないからあれなのですけれども、森林の専門家の人たちが残置森林と言っても、そのまま帯状に細くとか幅が狭ければ自然的に枯れたりとか、それで森林が残っていないというような形の指摘をされた報告を私記憶を持っておりますけれども、当初は残置とか、あと帯状に間に残すとかいろんな形の残置森林あると思うのですけれども、その育成というよりは保存状況というか、残置状況、今山本委員が質問しましたけれども、後で意図的にそこをまた手をつけるという意味ではなくて、残されたものが本当に風が前と違って直接当たるとか雪が当たるとか、日光でも既に状況が変わってくる中で、結構その弊害が出てきて、保たれないものが出てくるというのを聞いたことがあるのですけれども、そのことについては全然検討されているのかいないのかお聞きします。
- 委員長（松浦満雄君） 副町長、藤川敏彦君。
- 副町長（藤川敏彦君） 古館委員のご質問にお答えします。

今回残置森林ということで、これは森林経営計画ということで、森林経営計画というのは森林所有者がある程度、2つあるのですけれども、大きな100ヘクタール規模、人がいっぱい10人ぐらいいまして、そして1つの団地を組むということと、あと大きな森林所有者は1つの整備計画書と、こちらの場合は1つの一事業主体の経営計画ということで、この経営計画を申請していただいて、適切に施業していただくという条件で認定しているというふうなことでございます。

ダイレクトに古館委員の先ほどの残置森林の分どうなのかという話でございました。一般的に、私は直観的に林業やってきた立場の中で、非常に今森林の整備がされていないというのが大きな問題になっておりまして、その意味できのうもご説明いたしました森林環境税が出てきたと、これはもう20年来の懸案だったのですが、やっと出てきたというふうなことで、公的にお金を補填するというふうなシステムができたわけです。それぐらい森林が今まで管理されていないと。森林経営計画すらもなかなか立てれない状況というのが一般の森林の状況でございます。そういった中で、しっかり森林経営計画を立てた残置森林というのはこれからこの協定に基づいて適切に管理されていくものというふうに考えております。ただ、その残置森林の部分が非常に災害に弱いのではないかという話がございます。

した。これは、基本的に残置森林を残しているというのは、自然に負荷をかけないということと水害の防止とか、あとパネルを守るということもあるかと思いますが、暴風雨関係で。そういった意味で非常に有効だというふうに私は考えております。ただ、普通大規模な伐採をした場合に、またある程度意のある造林者の方は大体防風帯を設けるのです。防風帯を設けるといというのは、それによって自然でするので、若干枯れるものは、その防風帯の設け方によって、例えば端っこの部分とか、あと何せ環境が激変するわけですので、風の方向とか、あと今までなかったような光が当たって逆に伸び過ぎてしまって、伸び過ぎるということは根の幅も広がって弱くなるわけなのでございますので、そういったストレスはある程度あるのかなというふうに思います。ただ、因果関係で、それが林地開発において残置森林の部分でそういった被害があるというふうな情報は私は聞いたことはありませんし、林業的に見てもそれほどの被害ではないというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○委員長（松浦満雄君） ほかにないですか。

館坂委員。

○6番（館坂久人君） 今その残置森林のお話が出ていましたが、それで私の場合はこの残置森林ではなく、20年後の契約満了後のことをお尋ねしたいと思います。今の契約ですと20年後はそのときの売電買い取り価格とか、それからパネルの耐用年数、また価格とか、事業を継続して採算が合うかどうかというふうなことで、事業者のほうで継続して発電をやっていくかというふうな判断になるわけですが、とりあえずは20年契約ですから、発電をしない場合はもう撤去して、そこは植林して返還するというようなことです。それで、そこでそうなった場合、植林はして返すのだけれども、あとは下刈りとかそういうのは自分たちでやってくださいよという中身だったと記憶しております。20年後はどうなるかわかりませんが、今の林業情勢、木材情勢等を考えれば、到底ぐっと木材価格が上がっていくようなことは考えられないと。ましてや人口減少社会に入っているわけですから、消費は減っていくというふうな誰が考えてもわかるわけですが、そういった中で現在も山林の放置が多いわけで、植林をして返してもらっても下刈りする人は、私も山内地区の会社はそれもやるわけですが、ただその中に個人の所有者もかなりあるわけですね。それらをやっぱり、今森林環境税の話も副町長がしましたが、補填する、できるような制度だということ、それは承知していましたが、それはやっぱりそれで、役場は役場のほうでやはりこういった事業を推進した、また許可を出したという責任もあるわけですから、当然基金みたいなものを造成して、その保育のほうにも充当できるような単独の制度を今からつくっていくというふ

うなお考えはないのかなと思っていましたが、いかがでしょうか。

○委員長（松浦満雄君） 副町長、藤川敏彦君。

○副町長（藤川敏彦君） 20年後のことで、非常に経済情勢、また木の価格、またその森林所有者の方と、あと業者さん方の問題になりますので、非常にナーバスな部分かというふうに考えております。それに向けて基金というのは、今のところは多分それは無理なのだろうと考えております。今いろんな造林の方法ございます。館坂委員が森林組合におられたときとは変わっておりまして、お金をかけないで、造林するというふうな方法もございます。もう今、昔は具体的に申し上げますと、杉であれば2,000本以上植えなければ補助が出ないというふうなこともございました。今は1,000本でも出すというふうなことで、非常に造林費をかけないようにしておりますし、ところが造林費、1,000本ということは、私もこの制度をつくり上げてきましたけれども、間伐もほとんどしなくてもいい、下刈りさえしっかりしていれば、あと広葉樹と一緒に生えて結構いい林ができます。広葉樹と一緒に混交林みたいな形で、かといって初期段階でしっかり枝打ち等をすれば木材としてもいい木材がとれるというふうに考えています。今普及し始めたばかりですので。さらに今例えば3,000本植えたとしても67%ぐらいの補助が出ております。ヘクター当たり、その経費に対して。そうしますと、ほとんど最終的には金利を計算いたしましても損にはならないというふうなこと、さらにそういった余り手入れを入れないような施業方法をとれば何とか経営として成り立っていくのかなというふうに試算はしておりました。そういうことで、今森林環境税の問題も出ておりますので、平成36年度から実施ということでございます。そういったお金も案外20年後にはどのように変わるかと、またそういった基金の積み立てということもある程度市町村の裁量に任せられる部分も出てくることを希望しております。今すぐ基金の積み立てということでしたので、実際基金今回幾ばくか積み立てますけれども、それについては結構今使途が決まっておりますので、今のところそういった基金の積み立て、また厳しい財政状況の中で新たな基金の積み立てというのは仮にやったとしても、今自然のめぐみ基金というのは発電所に関しての基金がありますので、そういった使い道は案外20年後には出てくる可能性はあるというふうなことで、この程度の答えで勘弁していただきたいと思います。

○委員長（松浦満雄君） 館坂委員。

○6番（館坂久人君） 20年後の先のことを論ずる、要はここで今制度とか情勢に当てはめても、20年後のことを論ずるのもなかなか大変だろうなというのはわかりますが、やはり20年後の軽米町の人口もどうなるかというふうなこともあるわけですが、いずれ森林を私ら議会でもそれは認めてきた責任もあるし、当局のほ

うもそれを推進したという責任もあるわけですから、20年後のことはわかりませんが、いずれそういうふうなことも念頭に入れて考えていかなければならないかなと思っております。

この話はこれで終わりますが、続きまして、27日の全員協議会で西山ソーラーの事業譲渡の件をいろいろ説明いただいたわけですが、それによってやはり町の税収とか影響があるというふうな内容の話だったわけですが、それで今後西山ソーラーも尊坊ソーラー、高家地区のソーラーも事業者があるわけで、今後そういった西山に次ぐ譲渡があり得ないのかどうなのかと、その辺を危惧しているわけですが、いかがでしょうか、改めてお聞きしたいと思います。

○委員長（松浦満雄君） 副町長、藤川敏彦君。

○副町長（藤川敏彦君） ちょっと勘違いなさっているような感じがいたします。町に対する影響があるのかということをございましたけれども、影響がないというふうにお答えしたつもりでございました。要するに権利関係はそのまま継承するというふうな条件になっておりましたので、先般もそのまま継承するというふうな確認をとっております。

あとソーラーが、大きな西山とか、例えばレノバでやっている東ソーラー、西ソーラー、これが譲渡されるおそれがないのかと、具体的には館坂委員の所有者になっている部分のソーラーかと思えますけれども、それでご心配なのかもしれませんけれども、それはないとは言えません。ただ、その場合でも権利関係はしっかり継承していくというふうなことでございます。これ以上についてはお答えできません。

○委員長（松浦満雄君） 館坂委員。

○6番（館坂久人君） 具体的に譲渡と言いますが、ただでくれたわけではないでしょう。金額、売買というか、譲渡でしょう。例えばやっぱり企業の売買ですと、よくテレビとか新聞等では、例えば今最近ですと、大手の会社なんかは2,000億円、3,000億円で売買したとか、そういうふうな額も公表しているわけですが、そういう公表することによって透明性を高めて、株式がなるべく下がらないような方法をとっているというふうなわけですが、今の場合は金額とかそういうのはどれぐらいなのでしょう。

○委員長（松浦満雄君） 副町長、藤川敏彦君。

○副町長（藤川敏彦君） 譲渡ですので、無償譲渡ということもありますけれども、これは当然私たちも説明のときに聞いて、具体的な額までは聞いておりませんが、相当な額になっていると思います。相当というのは、当然今まで資本投下した分プラスこれからの売電量ということだと思います。ですから、1メガワット当たり例えば2億円、3億円かかるのであれば、掛ける2プラスあと20年分の、

それで多分譲渡しているものというふうに思います。買ったほうでは、それでも利益が上がるというふうなことだと思います。当然そうでなければ譲渡というのは成立しないでしょうし、さらになぜ、若干損しても、損ということは多分ないと思いますけれども、どうしても譲渡せざるを得ない理由というのは、その企業側、具体的にはSS、スカイ・ソーラーにあったのかというふうに考えております。言うなれば現金が欲しいと、新たな資本投下するに当たって現金が急遽必要になったというふうな中で進めているということだと思います。それについても何度も申し上げましたとおり、それによって森林所有者、また町が翻弄されることのないようにしっかり権利関係は確保してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（松浦満雄君） 館坂委員。

○6番（館坂久人君） いずれ企業の信頼性は、やっぱりそういった取引関係、公の会社ですから、そういった売買の情報、やはりそういうのは当然株式会社だとそういうふうなことを公表して株主を安心させるというふうな意味合いもあるわけですから、やはりそういった情報は常に収集して、当局のほうもそういうことにアンテナを高くして周知されて当然だろうと思っております。

このことについては終わりますが、続きましてこのソーラーに関してですが、町長がよくソーラーの管理会社を立ち上げて下刈りとかそういった管理問題を雇用に結びつけていくというふうなお話をされているわけですが、ことしの7月は西ソーラー、12月は東ソーラーということですから、あとそうなってくるとことし中には何かしらの管理の仕事が出てくるわけですが、いつごろその会社を立ち上げる構想を持っているのか。恐らくもう近々何か月、稼働までもう日にちもないわけですから、当然そういった青写真はあるわけですから、どのような会社なのか、どの程度の規模の会社を構想しているのか述べていただきたいと思っております。

○委員長（松浦満雄君） 副町長、藤川敏彦君。

○副町長（藤川敏彦君） 具体的には、新たに発生する業務というのは下刈りです。発電に影響あるような葎の草が生えてまいりますので、その下刈り業務を想定しておりました。また、さらに臨時的な業務として調整池のしゅんせつ作業とか、あと道路の補修とか、いろいろそれは出てくるのかなというふうに考えております。具体的にではいつごろからという話でございました。先般、ではどのぐらいの規模で委託できるのかと、ある程度管理会社をつくった場合に委託できるのかという打ち合わせをしました。正直な話、例えば100ヘクタール規模の場所があったとしても、それほどの面積の、森林が6割ぐらいあって、さらにパネルを張って、パネルの部分は余り下刈りはしない、下はしなくてもいいと、でも管理用の

道路とかそういったことだという話をされまして、それほどの面積ではなかったのです、実は。額もそれほどではないと、そして館坂委員もいらっしゃる組合ですので、自分たちの手でやる部分もあるという話もされたり、そしてそういったものをどんどん差っ引いてしまって、それほどの面積ではないというふうに考えております。具体的な数字は頭にありますけれども、ここで、どんどん変わると思いますので、今お話ししませんけれども、その時期的な話なのですが、いずれそういった管理会社というのは必要なのかなというふうに思っています。

その時期なのですが、実は7月から発電する西ソーラーについては、もう今のつくっている業者さんの中でそこまでやってしまうと、下刈りやってしまうと、だからゼロですよと、いろんなそちらのほうに委託する部分もあるかもしれませんけれども。そして、12月から発電する部分についても、それは東ソーラーのほうは冬ですので下刈りはないですけれども、そして西ソーラーの分が仮にあったとしても、9月ごろに若干出てくるという程度で、とてもとてもまだ会社を組織するぐらいの金額にはならないということでございます。来年に向けて西と東が両方ともできるようになれば、ある程度事務的な要員とか確保できるぐらいの組織はつくれるのかなというふうに思っております。ですから、来年に向けてというふうな話になるというふうに思います。そのほかにいろんな先ほど申し上げましたけれども、発電所の管理といいますか、発電関係はちょっと無理ですので、そのほかの土木的なものとか、そういった形を1カ所で受けて、さらに橋渡しするというふうな組織はつくれるのかなと、そういったところでございます。

○委員長（松浦満雄君） 館坂委員。

○6番（館坂久人君） そうすると、その会社というのはどういった法人になるのかなと、思って興味があるわけですが、例えば今の軽米町産業開発のような98%役場出資の会社なのか、また新たな第三セクターの設立なのか、それとも民間の出資を集めて設立する会社なのか、その辺はどのような仕組みなのかお話ししたいと思っていました。

○委員長（松浦満雄君） 副町長、藤川敏彦君。

○副町長（藤川敏彦君） まだその組織といいますか、一番お金をかけなくて、一番速やかにできる組織にしたいというふうに思っております。まだ具体的にはどこということはお伝えできませんけれども、新たに法人に出資するというのは非常にストレスがあります。そして、先ほど申し上げましたとおりに人を何人も雇えるような組織でもないというふうなことでございます。そういった意味で、商工会であれば軽米町産業開発であれ、さらにどこかであれ定款変更でできる程度のものであれば案外機動性がよく仕事できるのかなというふうに考えております。

○6番（館坂久人君） わかりました。

○委員長（松浦満雄君） では、ここで休憩したいと思います。前の時計で20分まで休憩いたします。

午前11時07分 休憩

-----

午前11時20分 再開

○委員長（松浦満雄君） 時間となりましたので、再開します。

ほかにございませんか。

中村委員。

○2番（中村正志君） 4点ばかりまとめて質問しますので、準備していただければ。

1点目は、町づくり交流推進事業委託料が予算化されておりますけれども、昨年よりも若干少なくなっているようですけれども、内容について教えていただきたい。もう一つは、このことについて昨年度の部分ですけれども、あそこの事務所は途中で変わったという何か異例の事態があったようですけれども、果たして委託契約というか、どのようになっていたのかなという、普通はああいうのは町で委託している事業の中で事務所が選挙のために変わるというのは余り好ましくないというふうに私は思ったのですけれども、その辺どのような交渉があったのかも含めてお願いしたいと思います。

2つ目ですけれども、ここに予算化はされていませんけれども、昨年度空き家調査ということで70万円ほどの委託料を予算化して実施されたと思うのですけれども、その空き家に関しての調査結果を踏まえて、来年度は特に何もないようですけれども、何をやろうとしているのか、ただ予算、調査だけで終わってしまっているのか、その辺の空き家に対する対策の考え方を教えてください。

3つ目は、今でも多分説明されたかと思うのですけれども、ちょっと記憶にないので、結婚新生活支援事業補助金が115万円ほど予算化されておりますけれども、昨年度は約300万円という、この辺の平成30年度の活用方法といいますか、この内容を含めて活用方法で昨年度の300万円が150万円に減ったというふうなものもどういう理由で減らしたのかというふうなことが3つ目。

4点目ですけれども、公害対策費の中で水質調査等やられているということで、岳の湧口のお話がありました。岳の湧口といえば、岩手の名水何選とかというふうに聞いていますけれども、今はどうなっているのかなど、果たして今でもそういう岩手の名水であるのか、実際我々町民が行って、そこで湧き水をくんで飲んでもいい状況なのか、その辺の状況がちょっと私も行ったことがないので、わからない状況なので、その辺の状況をお知らせいただければと、その4点お願いします。

○委員長（松浦満雄君） それでは、答えをできるところから。

総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） まず、第1点目の町づくり交流推進事業費でございますが、減額の理由につきましては、その対応の時間をちょっともう少し短縮させた形で対応したいというふうに考えております。というのは、昨年度まで財源として地域経営推進費を3分の2の補助を得て実施してまいりましたが、本年度からは単独事業というふうなことになりますので、その辺ちょっと昨年度までの実績を踏まえつつ、さらに見直しを図りながら継続して進めたいと考えております。

あと場所の変更はどうかというふうなことでございました。当方におきましては、契約の中で場所の指定まではしていないということで、その中で場所が移ったとしても、その案内であったり、そういった業務につきましてはそのまま継続してやっていただくというふうなことで、その場所の移転を、位置的なものでありましたが、容認させていただきました。ただ、来町していらっしゃる方、場所がそのように動くのであればなかなかどこに行けばいいのかというふうなことで戸惑う方もいらっしゃると思いますので、その辺は新年度からの契約につきましてはそのようなことも踏まえながら契約を継続してまいりたいというふうに思います。

あと空き家対策でございましたが、平成30年度に70万円の予算計上をさせていただいております。ただ課の中で話し合った中で、やはり平成27年度に一旦はやっていましたので、その状況等自前で調査をできるのではないかとというふうなことで、本年度においての調査はしておりません。新年度におきましては、そのようなことで平成27年度の結果を踏まえながら、その後の動向を自前で調査してまいりたいと思います。

新年度どういったことで進めるかということでございますが、そういった自前の調査を実施するとともに、空き家対策と申しますと、利用できる空き家の有効利用と特定空き家、いわゆるそのまま放置をしておけば危険となるような空き家というふうなことなのですが、平成31年度につきましては使える空き家をどう活用していくかということで、例えば空き家バンクの創設に向けた業務等推進してまいりたいと考えております。

あと新結婚生活支援事業費補助金でございますけれども、昨年度までの半額の予算としております。これは、これまでの実績に応じまして減額させていただいたところでございます。その補助の内容につきましては、アパートなどの経費、これは上限がありまして、30万円というふうなことになっておりますけれども、あとは引っ越しにかかる費用等々となってございます。国の補助事業の対象になるものもございまして、ただ国の補助事業分につきましては所得制限がございまして、年齢が34歳以下、あとは世帯の所得が340万円未満となってございますが、町の単独事業としてその所得制限を取り払った形で対応させていただいて

おるところでございます。

私のほうからは以上です。

○委員長（松浦満雄君） 町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 岳の湧口の水質検査なのですが、岳の湧口については、かつては岩手名水20選というふうなことでいろいろ紹介されていましたが、最近ちょっと出典がよくわからないのですが、県内の水質のよい水というふうなことで紹介されておりました。ちょっと資料は手元にないので正確にはあれなのですが、岳の湧口については飲料に適するかどうかというふうな観点から水質検査を行ってございまして、結果は適しますよというふうな結果になっております。

以上です。

○委員長（松浦満雄君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 町づくり交流推進事業については、また新たな考え方で進めるかと思っておりますので、それはそれでいいのですけれども、空き家バンクを創設していくというふうな、先ほどの総合発展計画の策定に関しても職員の不足があつて、なかなか職員ではつukれないというふうなお話がある中で、空き家に関しては職員の手でやるというのもすごい空き家に対する熱意があらわれているのだなというふうに思うわけですが、一つには職員の力とともに、やはり町民との共同作業というふうなものも入れるべきではないのかなど。やはりそれぞれの行政区等での誰かと一緒になって、その状況等を職員とその地域の人たちの誰かとコミュニケーションしながら、その状況を把握した上で進めるというのも一つの方法ではないのかなど、そのほうが効率的ではないかなというふうに考えるわけですが、その辺のところも含めて検討いただければなというふうな、これは要望でございます。

あと岳の湧口について、飲料水としては適というふうなことでしたけれども、以前はミレットパークのほうでもそれをくんで売っていたような気がするのですが、以前はそれを町民の人が自由に行つてとって飲んでもいいというか、持ってきてもいいのかということを確認したい。

○委員長（松浦満雄君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 以前に岳の湧口のところで販売していたのは、ペットボトルを売つて、あとはそれをくんでいきたい人はくんでいってくださいというふうなやり方ございました。

○2番（中村正志君） だから、あそこに足を踏み入れてくんできてもいいかどうか。

○委員長（松浦満雄君） それでは、町民生活課総括課長、川島康夫君。

休憩します。

午前11時31分 休憩

-----  
午前 11 時 33 分 再開

○委員長（松浦満雄君） 再開します。

総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 一時期岩手の名水 20 選に選定されたということで、町のほうでも PR していたわけですが、途中だったと思いますが、所有者がかわっており、一時バリケード等も張られた時期もあったようです。あくまでやはり個人の所有の土地の中にあるものでございますので、役場で PR というのはちょっと難しいと考えます。

○委員長（松浦満雄君） ほかに。

茶屋委員。

○7 番（茶屋 隆君） 14 節ですけれども、使用料及び賃借料の部分で、高速バスの待合所のところですが、あそこは車が回る場所もありますし、あとトイレもありますけれども、そういったものの、恐らく地主さんと毎年契約されてお金を払われていると思うのですけれども、そういった毎年の更新だと思えますけれども、その状況というか、あとは待合室を使われている状況も把握しているのか、トイレの使用もどのように使われているのか、何か冬場はことしも使われていなかったような気がしますけれども、その辺を町のほうでは把握されておりますか。

○委員長（松浦満雄君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 待合所、あとは駐車場等の使用料につきましては、ことしも例年どおりの、来年度もこれまでどおりの予定でございます。

あと待合所の使用状況ですが、ちょっとそこまでは把握していないのが現実でございます。ただ、清掃等はその地主さんのほうに委託しております。

あとトイレなのですが、まず 1 つが外にあるトイレなものですから、冬は凍結をしてしまう、あとことしは雪が少なかったのですけれども、トイレに行く通路となる部分、外側になりますが、建物の屋根が頭上にあって、雪が降った場合はその雪が落ちてしまうということで大変危険な状態になるものでございますから、大変申しわけないのですけれども、冬期については使用を控えていただくというふうな方法をとらせていただいております。では、冬期間仮設のトイレ等でも置こうかなど、置いてはどうかというふうなことを検討した経緯もございますが、ただ仮設のトイレというのは果たして、特に女性等の場合、本当に気軽に使っていただけるかどうかということもありまして、設置することなく冬期は申しわけありませんが、トイレの使用禁止という状態にしております。

○委員長（松浦満雄君） 茶屋委員。

○7 番（茶屋 隆君） ことしも去年と同じということでしたけれども、それは現時点で

交渉していますか、まだこれから交渉されるのですか。

○委員長（松浦満雄君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 契約の相手から特に異議がなければ契約を更新していくというふうな契約の仕方をごさいますて、これまで何も相手方からございませんので、これまでどおりというふうなことで考えております。

○委員長（松浦満雄君） 茶屋委員。

○7番（茶屋 隆君） 私もちよつと行って地主さんとお話ししたのです。そのときに例えばバスの迂回するというか回るところに、迎えに行った人たちが車をとめて、あそこでは仕事もされていますから、そういった面で非常に邪魔になったりとかそういうふうなこともあるし、駐車場は向かいにあるわけですので、そっちのほうを使ったらいいのではないかな、そういったことは優しい方ですので、多分言えないと思うのですけれども、そういった部分とか、そこまでそういうふうに自由に使うのであればそれなりの賃借料があれば黙認もできるけれどもというふうなことも言っていましたし、トイレの部分にしてもそういった部分であれば除雪したりとか、まず冬の管理も、雪が降れば危ないということもありますけれども、そういったことも言われていましたけれども、そこら辺もこれからやっぱり冬場の雪だとか凍るから使われないというのであれば利用者が不便ではないかなと思っておりますので、その辺を考慮してこれから対応していただければいいかなと思っておりますので、よろしくお願ひします。よろしいです。

○委員長（松浦満雄君） それでは、次に移ってよろしいですか。

〔「次というのは」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） 徴税費です。ほかにありますか。

古館委員。

○12番（古館機智男君） 1つは、再生可能エネルギー推進室のほうの関係で、私全員協議会に出なくて、西山の譲渡の問題を初めて聞いたりしたのですけれども、だからちよつとよくわからなかったのですが、毎回定例議会ごとに進捗状況を出してもらっていたのですけれども、12月議会のやつと資料と全く同じであれば別ですけれども、町長の政務報告とか施政方針演述の中では短くしか触れられていないので、その進捗状況が今のように持ち主そのものがかわるという問題も含めて、施政方針演述で風力の関係も触れておりましたけれども、そういうものも含めて進捗状況の一覧表というのを、基本計画に入っていない分も含めて12月時点と違う部分があるようでしたら資料請求したいと思うのですが、それをよろしくお願ひします。

○委員長（松浦満雄君） 再生可能エネルギー推進室長、戸田沢光彦君。

○再生可能エネルギー推進室長（戸田沢光彦君） 進捗状況ということでございますけれ

ども、横浜市との提携の説明のときに、2月8日だったと思うのですけれども、1月末の進捗状況ということでご説明して、2月末の結果はまだいただけていませんので、それが出ましたらば機会があれば説明したいと思います。

○委員長（松浦満雄君） 古館委員。

○12番（古館機智男君） 了解しました。

もう一つ、北方領土返還要求運動岩手県民会議、これは議会費のほうからも出て、総務費からも5,000円出て、額としては大した額ではないのですが、今ロシアとの交渉とかよく出てきて注目をされているわけですが、北方領土そのものを政府が使わなくなってきたというのもあったりして、一自治体、また議会も、それから執行部というか、町も両方から出していくということとか、その活動状況といいますか、意味について、北方領土そのものが使われなくなってきた中で、全国の動きも含めて、特に大した額ではないのですけれども、一考してもいいのではないかという感じもするのですけれども、どのようになっている、例えばどういう情報が入ってくるのかも含めて答弁願いたいと思います。共産党では、北方領土という言葉は使っていないで、ポツダム宣言のときの本来領土不拡大というのが原則なのに、終戦時にソビエトがそこを千島を含めた形というか、北方四島に限ってという感じで集約されたのですけれども、共産党は千島そのもの自身が歴史的に見れば日本の領土だという主張もしておりますけれども、それが四島からさらに何か二島がという感じになってしまうということも含めて、この北方領土返還の県民会議というか、意義ということについて答弁をいただきたい。

○委員長（松浦満雄君） 総務課総括課長、吉岡靖君……休憩。

午前11時43分 休憩

-----  
午前11時43分 再開

○委員長（松浦満雄君） 再開します。

総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） この北方領土返還については、町として独自にこういった考え方でというのはちょっと持ち合わせておりません。ただ、北方領土返還要求というのはやっぱり全国的な傾向ということがありまして、町としてはこの北方領土返還要求運動岩手県民会議のほうに参加させて会費のほうを負担しているということで、こういった情報が入ってくるのかというふうなことなのですから、余り回数も多くはないのですけれども、例えば北方領土の日とかもあったと思いますが、そういったことでこういうことがありますよと、そういった情報とか、具体的にこういうふうな行動を起こしましょうとか何とか、そういった

たことはございません。

あとは、その考え方なのですが、これにつきましてはやはり国のほうで、国際的なことで国のほうが推し進めるべきことだと思いますので、町としては他の市町村と足並みをそろえながら一緒に活動しているというふうなことでご理解いただければと思います。

○委員長（松浦満雄君） 古館委員。

○12番（古館機智男君） これは、全国の全自治体が加入している、自治体と自治体の議会が加入していると受けとめてよろしいですか。

○委員長（松浦満雄君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 確認の上で後でご回答申し上げます。

○12番（古館機智男君） わかりました。

○委員長（松浦満雄君） それでは、山本委員。

○13番（山本幸男君） 再生可能エネルギーの関係なのですが、質問があり、資料の要求がなされましたが、太陽光発電の関係、面積のことで、私は一般質問で約1,000町歩という質問をしたわけですが、町長が前にいて、違う違うというふうな感じで、そういう身ぶりそぶりできまざま訂正したのですが、その関係については当初山内地区、それから小軽米地区、それから高家地区、向川原地区の4カ所あって、高家地区も当初契約した面積から大分縮小してという流れで、これも議会の中から質問があって答えるという形で、その面積の変更があった。それから、向川原、長倉のほうの関係についてはカットというふうなことになったわけですから、全体の面積はまず大分減ったような感じでございますが、今私が何町歩というふうな感じで言えばいいのか、何か資料をもってここはこうだったと、高家も多分最初契約したよりは大分減ったと思いますが、高家地区については計画したところ、それから今目安とするもののわかるような図面も含めて資料を出してもらえればいいのか、そうすれば面積もしゃべりやすくなると思いますので、よろしく。

○委員長（松浦満雄君） 再生可能エネルギー推進室長、戸田沢光彦君。

○再生可能エネルギー推進室長（戸田沢光彦君） 資料要求ということですので、議会のほうから要求書をいただければ提出したいと思います。

○委員長（松浦満雄君） 今要求していますので、お願いします。

ほかに。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） それでは、3項徴税費に移りたいと思います。

説明をお願いします。会計管理者兼税務会計課総括課長、小笠原亨君。

○会計管理者兼税務会計課総括課長（小笠原 亨君） それでは、徴税費についてご説明

申し上げます。

1目税務総務費でございます。本年度の予算が6,042万6,000円となっており、前年度と比較して427万円の増になっております。この中身でございますが、ほとんど職員の給与等の関係でございますけれども、その中で9節旅費ですけれども、これは税務の関係の会議とかそういうふうなので使う旅費でございます。あと使用料に関しても、高速道路の使用料、そういう会議とかに出席するために使う分でございます。あと負担金、補助及び交付金に関しましては、ごらんのように協議会とかセンターの会費ということで支出予定になっております。

続きまして、2目賦課徴収費でございます。本年度の予算が2,979万円で、前年度より709万5,000円の増になっております。内容でございますけれども、12節役務費でございます。ここは、通信運搬費、納税通知書等発送したときの郵便代とか、あとは滞納者の照会の手数料、軽自動車協会の情報の手数料とかに使わせていただきます。あと13節委託料でございますけれども、各税の当初賦課、作業に委託をして行うものでございます。それに充てる支出でございます。また、その中に評価替えに向けた鑑定評価業務委託料も含まれております。14節の使用料及び賃借料でございますけれども、これも住民税とか申告のシステムの使用料とか、あとは新たに今度10月1日から地方税の共通納税システムが開始になりますので、その使用料を計上させていただきます。

ページをめくっていただいて50ページになります。19節負担金、補助及び交付金でございます。これに関しましても、各種協議会等の負担金とかそういうことになっております。あとは納税貯蓄組合の補助金、あとは納税組合各連合会へ補助金等になっております。

以上でございます。

○委員長（松浦満雄君） それでは、3項徴税费、質問ありませんか。

古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 額もあれですけれども、説明もありました滞納者照会手数料というのは誰に対して支払う手数料なのでしょうか。

○委員長（松浦満雄君） 会計管理者兼税務会計課総括課長、小笠原亨君。

○会計管理者兼税務会計課総括課長（小笠原 亨君） これは、金融機関に対して預金調査をしたときに、その金融機関に対してコピーをしていただいた分を支払うものでございます。

○委員長（松浦満雄君） 古舘委員。

○12番（古舘機智男君） そうすると、また納付者が預金とか何か財産があるかとかと、このことを調査するというのが主な目的なわけですか、財政状況も含めて。

○委員長（松浦満雄君） 会計管理者兼税務会計課総括課長、小笠原亨君。

- 会計管理者兼税務会計課総括課長（小笠原 亨君） 古館委員がおっしゃるとおり、その滞納者の方の財産ということで調査をする一環として預金調査をしたときにいただいたコピー代を支払ってございます。
- 委員長（松浦満雄君） 古館委員。
- 12番（古館機智男君） それによって差し押さえとかいろいろな実績によく問題になるのは、児童手当なんかを入金されたのを税で取られてしまったとかという話のニュースを聞くときがありますけれども、そういう預金等の調査によって、軽米町では県が発行した調査資料、滞納者の徴収状況とかというのを資料があるのですが、特に差し押さえという形ではデータに出てこないのですけれども、差し押さえとか何かというのが実際に今軽米町では前年度では実施されているものでしょうか。前年度というか、平成30年度。
- 委員長（松浦満雄君） 会計管理者兼税務会計課総括課長、小笠原亨君。
- 会計管理者兼税務会計課総括課長（小笠原 亨君） 平成30年度に関しましては、これから今申告をしておりますので、申告した結果所得税が還付になる方があれば、それをいただいたり、あとは先ほども言いましたように預貯金を調査したり、あとは給料の調査をして、決められた範囲の中でいただけるものであればそれを差し押さえしていただくというふうな形で手続をとってやらせていただいております。
- 委員長（松浦満雄君） 古館委員。
- 12番（古館機智男君） ちなみに、金融機関に1件当たりの調査手数料というのは幾らなのですか。
- 委員長（松浦満雄君） 会計管理者兼税務会計課総括課長、小笠原亨君。
- 会計管理者兼税務会計課総括課長（小笠原 亨君） 1枚につき20円となっております。
- 12番（古館機智男君） そうすれば、2万円ということは100件だけか。
- 委員長（松浦満雄君） では、次に移ります。  
4項戸籍住民基本台帳費、説明をお願いします。  
町民生活課総括課長、川島康夫君。
- 町民生活課総括課長（川島康夫君） 4項の戸籍住民基本台帳費でございますが、平成30年度と比較しまして91万9,000円増の4,123万5,000円で計上させていただきました。  
ふえた主な要因なのですが、14節の使用料及び賃借料なのですけれども、住民基本台帳ネットワークシステムが今年度更新時期になりますので、更新に伴う初期費用、セットアップ費用の増となっております。  
以上です。

○委員長（松浦満雄君） 4項について質問ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） ないようですので、5項選挙費に移ります。

説明をお願いします。

選挙管理委員会事務局長、吉岡靖君。

○選挙管理委員会事務局長（吉岡 靖君） 5項選挙費についてご説明申し上げます。

52ページをお開きいただければと思います。本年度につきましては、統一地方選挙の年ということで、加えてあと参議院選挙というふうなことでございまして、所要の経費を計上させていただいております。3目として参議院議員選挙に係る費用として1,501万3,000円、53ページになりますけれども、知事及び県議会議員選挙の経費といたしまして1,688万3,000円でございます。54ページになりますけれども、5目として町議会議員選挙に係る経費914万4,000円を計上させていただいております。

なお、55ページになりますが、町長選挙費と、あと土地改良区総代選挙費については、平成31年度選挙はございませんので、科目の廃目というふうなことで計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（松浦満雄君） 説明が終わりました。

質問ありますか。

中村委員。

○2番（中村正志君） 私も毎回要望等もしているのですが、投票所の再編といいますが、ことしは4月から始まって選挙が続くわけですが、ある方からちょっと話ししていたら、うちは投票率が非常に低かったという話をされて、そこがなぜ低かった、別に町内の広い地域というわけではなく、狭いところでも投票所が近くにあるからといって投票率が上がるというわけではないというふうな話をされました。今や高齢化社会であるというふうなことを考えれば、玄関先まで送り迎えしないと行けない人たちが非常に多くいるというふうなこと。ですから、例えば旧小学校区なんかでも2カ所とか3カ所とかいっぱいあるのだけれども、その100メートル先の投票所でも送り迎えしてあげないと行けない人たちが非常に多くいるのだよというふうなお話をされていました。その辺を考えれば、かつてはみんな近くで歩いても行けるようなところということでくまなく24投票所開設していたと思いますけれども、今やもうそういう時代ではないのかということを実情を踏まえて、やはり投票所の再編をして、やはり必要であれば送迎も含めた、それが何か選挙でどうのこうのと言う人もいますけれども、時代に合ったような投票所の開設を考えていく必要があるのではないかなというふ

うに私は思っております。また、職員数も非常に減ってきているということで、その辺のところも選挙従事者の関係もあるかと思っておりますので、その辺も含めて真剣に考える必要があるのではないかなど、私はこう思っていますけれども、その辺の話題は今回はなかったのかどうか、また今後の方向性を再度ご説明いただければと思います。

○委員長（松浦満雄君） 選挙管理委員会事務局長、吉岡靖君。

○選挙管理委員会事務局長（吉岡 靖君） 中村委員おっしゃるとおり、人口が減っていることもありますし、職員が減っていることもあります。また、小さな投票区では、投票管理者、あとは立会人の方をお願いするのも非常に苦慮している状況でございます。そういったこともございまして、選挙管理委員会としてはやはり投票所の再編は必要なことで進めていきたいというふうに考えております。昨年11月には二戸支会という形で行ってまいりましたけれども、一関のほうが先行的な再編等を行っているということで勉強してまいりました。ただ、今年度はいろいろ選挙が重なるものですから、ちょっとどういうふうに着手していくというのはできませんけれども、やはり私の中のめどとしては、次の参議院議員選挙、ある程度説明の時間も持ちながら、目標の時期等も定めながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（松浦満雄君） よろしいですか。

○2番（中村正志君） はい。

○委員長（松浦満雄君） それでは、お昼になりましたので、今の選挙費まで終わります。午後からその次からということで、午後1時まで暫時休憩いたします。

午後 零時00分 休憩

—————  
午後 零時59分 再開

○委員長（松浦満雄君） それでは、会議を開きます。

2款の総務費、6項、7項のご説明をお願いします。

総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 最初に、古舘委員のほうからさっき質問ありました北方領土の関係にお答えしたいと思います。

北方領土の関係の県民会議は、全国の都道府県に設置されているようでございます。全部の市町村がそれぞれの県で参加しているかどうかまではちょっと確認できなかったのですが、岩手県の場合全市町村と議会が参加しておりますし、岩手県、岩手県議会、その他市長会、町村会等々114団体ですか、市町村も含めてなのですが、参加しているようです。そのほか個人の会員もふやしたいというふうな状況でございます。よろしいでしょうか。

続けて、6項の統計調査費についてご説明申し上げます。統計調査費のところ、2目の委託統計調査費のほうをごらんいただきたいと思います。前年度と比較いたしまして259万円増の323万7,000円を計上させていただいております。これにつきましては、報酬の説明欄3項目め、農林業センサス調査員報酬として230万円と大きな調査がございますので、そのように増額となっております。

以上でございます。

○委員長（松浦満雄君） 監査委員事務局長、小林千鶴子君。

○監査委員事務局長（小林千鶴子君） では、監査委員費の説明をします。

本年度の予算は、昨年度と比較して6万4,000円増の115万円となっております。増の主な要因としましては、住民監査請求が出たときの打ち合わせとかが結構ふえたりしますので、費用弁償、普通旅費のところ5万円ほど見ております。あと消耗品のところですが、来年度議員の選挙の年になっておりますので、議会選出の議員が新しくなった場合に、監査必携とか監査のバッチなどを購入するために若干ふえております。そのほか高速道路の使用料が2回ほどふえて、そのほかは全く前年度と同じに計上させていただいております。

以上です。

○委員長（松浦満雄君） 説明が終わりました。

6項、7項について質問ありませんか。

古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 統計調査費についてお伺いします。地味な仕事ということで統計調査、今回は毎月統計とかいろんなのが問題にはなっていますが、自治体にとっての農業センサスとか基礎的な調査資料というのは総合発展計画をつくっていく上でも流れを見る上でも非常に重要な役割を果たしていると思います。普通にありますし、町民もそうなのですけれども、前には統計調査、軽米町の統計調査資料というのは冊子になってまとめて発行されたという記憶もちょっと相当以前になるのですけれども、ありますけれども、軽米町にとっての統計調査の集約されたもの、ネット上のものでは私も統計のことを余り検索したことないのですけれども、軽米町の農業センサスとかいろんな動態だという形での町勢要覧という形での発行もありますけれども、統計資料としてまとめた、町民にも図書館なんかですぐ見れるような形で統計資料が把握できるような体制もすごく大事だと思っていますけれども、その点についてはどのように考えていますか、お願いします。

○委員長（松浦満雄君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡靖君） 統計調査をまとめたものを各世帯に配布したというの

はちょっと申しわけございません……

- 1 2 番（古館機智男君） いや、世帯に配布というわけではなくて、冊子にして別に発行したことがありますか。
- 総務課総括課長（吉岡 靖君） それも含めてちょっと記憶がないのですけれども、直近の統計調査の結果については委員おっしゃるとおり町勢要覧の資料編としてまとめておりますので、ご要望があればそれらはいつでも図書館のほうに配置しまして閲覧できるような体制はとれるかというふうに思っております。
- 委員長（松浦満雄君） 古館委員。
- 1 2 番（古館機智男君） 基本的な法律で定められた統計調査と同時に、町民の、町独自の意識調査とか、そういう調査もあると思います。そういう意味では、町独自の施策なんかも含めた形で町民の実態を数字できちんとつかんでいくというのもすごく大事な問題だと思っていますし、経年的な変化、増減なんかが一番統計の上での貴重な資料になってくると思うので、過去の例で私も議員古くなってしまったのですけれども、軽米町の統計資料というのは白い冊子のやつで出たことがあって、たしか議会の図書にも 1 冊残っている記憶がありますけれども、そういうふうな軽米町独自の集計されたやつを 5 年ごととかなんとかという形でのまとめた形で、今言ったようにつけ加えることとすれば町独自の資料等々も含めた形での調査資料があれば、いろんなこれからの施策とか必要性のことがわかってくる部分があるのではないかなと思いますけれども、そういうことを検討してみる考えはないかどうかお聞きしたいと思います。
- 委員長（松浦満雄君） 総務課総括課長、吉岡靖君。
- 総務課総括課長（吉岡 靖君） 平成 3 1 年度は農林業センサスがありまして、その次はまた国勢調査等もございまして。やれるところから、例えば先ほど申し上げました町勢要覧を最近のものだけではなくて、数年間にわたる、あと町民意識調査につきましてもまとめておりますので、それらを 5 年分ぐらいずつ図書館のほうに配付して、広報等でそのことをご案内するという事は可能なので、できるところからちょっと対応させていただきたいというふうに思います。
- 委員長（松浦満雄君） よろしいでしょうか。
- 1 2 番（古館機智男君） 了解。
- 委員長（松浦満雄君） それでは、2 款を終わりますして、3 款民生費、第 1 項社会福祉費の説明を順次担当課より説明をお願いします。  
その前に、先ほど古館委員から保育園の負担割合について資料ができましたので、配付、説明させます。  
それでは、健康福祉課総括課長、坂下浩志君。
- 健康福祉課総括課長（坂下浩志君） それでは、古館委員より資料要求のありました保

育園の運営費等について簡単ではありますが、作成させていただきましたので、説明したいと思います。

まず、私立の運営費のほうでございますが、国のほうで2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1、そして利用者負担、利用者負担を除いてこの国、都道府県、市町村の割合で支出額という形でまず支払います。まず、私立の保育園等に軽米町の子供が入った場合については、利用者負担を除いて、国、都道府県、市町村の分をまとめて町が施設のほうに支払います。その後で国から支払ったものの2分の1を国からの負担金として後でいただく、4分の1を県から負担金としていただくこととなります。公立に通っている子供たちの分、軽米町の保育園に通っている子供たちの分については、利用者負担のほかは全て町で負担、係る経費については町で負担するということとなります。その町で負担している分については、三位一体改革で一般財源化された交付税の中に算定として入っているということにはなっておりますが、平成30年度においては1億400万円程度がこの交付税措置されているというふうに聞いておりますが、その算定についてもしっかりとしたというか、概算でそのくらいになるだろうという金額となっております。

あと保育所等の整備交付金でございますけれども、保育所を整備するときに関しましては、私立の保育園の場合2分の1が国庫補助金、市町村で4分の1の補助金、事業者が4分の1の負担ということで建設するというふうなことになっております。公立の場合は、全て市町村の負担で建てなければならないというふうな費用の割合となっております。

以上で説明を終わります。

○委員長（松浦満雄君） ただいまのことについて、古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 再度質問しますけれども、これで見ると今つけ加えた説明がありましたけれども、私立の場合は町の負担は4分の1で、公立の場合は全額市町村だという話、でもそのつけ加えたところで交付税措置についても何かないものと計算しながらやっている、10分の10ではなくて、実際どうなっているのか、今義務教育の教材費なんかも前は独自の補助金だったのが、例えば交付税措置になったって、実際には減っていない減っていないと言っているけれども、基準財政需要額の中できちんと積算されているはずなのですけれども、区別がついていないからわからないというだけであって、これだけの資料を出されれば10分の10と、あとは市町村は4分の1、まるっきりという説明では非常に公平な説明ではないと思います。施設の運営と設備整備費の関係もそうなのですが、少なくとも10分の5みたいな形での色がついて区分けがついていないからわからないけれども、やっぱり基準財政需要額に見込まれているものというのをきちんと

と出してもらわないと比較にならないと思うのですが、その辺について説明いただきたい。

○委員長（松浦満雄君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） まず、基準財政需要額の積算の方法なのですが、その需要額の中で個別算定経費というものがあまして、それに社会福祉費という項目がございます。社会福祉費の項目というのは、さまざま保育園のものだけではなくて、さまざま含めて、その中で保育園なども含めた形で単位費用といえますか、それを出して、それに人口の関係とかさまざま、ちょっといろいろな係数があつて、それで結果的に社会福祉費は幾らというふうなことを出します。その単位費用の細目を見ますと、子ども・子育て支援費という項目がありまして、施設給付型なんかは人口何万人だと幾らぐらいと標準的な団体の費用を計算して算出しているわけなのですが、その部分を取り出して係数を掛けたのが先ほどの大体1億400万円程度という金額になります。明確にその保育園分、幾ら幾らとは示されていないので、そこをはっきりと幾らとは算出を求めていけないというのが現状でございます。

先ほどの10分の10というのが正確なことではないということですが、交付税にそういうふう盛りに盛込んでいても、国のほうでは財政措置として地方交付税に算定していますよというふうなことでございますが、交付税全体がやっぱり予算の枠というふうなものがあつて、その中で各市町村に配分するものでございますから、それを含めて、それがそのまま交付税額がふえていくわけではないというふうなことでご理解をいただきたいと思ひます。

ただ、あと交付税が入っていれば10分の10ではないのではないかとというふうなお伺いですが、ただ一般財源として地方交付税も、財政措置として地方交付税を受けて一般財源として支出するのは10分の10というふうなことになりますので、考え方として明確に幾ら財政措置されているということが明確でないこと、あとは他の経費についてもそうなのですが、やはり地方交付税として交付を受けているのは全て一般財源ということで考えますと、どうしてもこういうふうな表現にならざるを得ないというふうなことでご理解をいただきたいと思ひます。

○委員長（松浦満雄君） 古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 実績で見れば、さっき言ったように運営費の関係では1億400万円でしたか、交付税措置に該当するのではないかとということなのですが、そうしたら少なくとも例えば軽米の場合の公立的な費用の関係で見れば、大体何%ぐらいになるのかという実際の数字が出てくれば、ああ、そうかという、これだと財政の内訳上が一般財源だというだけの話で、実際の中身についてやっ

ぱり知る必要があると思うので、そのために民営化しようという一つの財政的な負担が私立の場合のほうがずっと安くつくからという形での行革の大綱になっていると思うので、それがやっぱり大きな要素を占めていると思うのです。だから、そういう意味では実態をきちんとわかるように示していただければと思います。

その割合、例えば実質的に1億何ぼというのは母数が何ぼのうちの1億円なのか。

○委員長（松浦満雄君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） ちょっと財政措置の分ちょっと訂正させていただきます。

先ほども申しあげました1億400万円程度は需要額ですので、実際に交付税からもらっている数字は、それから基準財政収入額を差し引いたもので計算されますので、ちょっとまたその割合も含めながら実際幾らいただいているかというのはちょっとお示しする必要があると思います。では、その分は実際の経費の何割ぐらいかということでございますが、それにつきましては基準財政収入額をちょっと差し引いたまた額を試算の上でお示ししたいと思います。

○委員長（松浦満雄君） 古館委員。

○12番（古館機智男君） ちょっと私も不勉強でよくのみ込めないのですけれども、そういう意味では民営化の理由がやっぱり財政の問題が行革の一番の心髄のところだと思うので、そうすることによってどのくらい浮いてくるのかというものが町長の施政方針演述だったかな、それを子育て支援のいろんなやつに使っていきたいみたいなこともたしか施政方針演述か何かで表明されていると思うのですけれども、そうするためにはどのくらいの民営化によって浮いてくるのかというのがわかってくるのではないかなと思うのですけれども、それについて答弁願いたいと思います。

○委員長（松浦満雄君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 大変申しわけございませんが、今そのお答えがちょっとできないのですが、というのは今運営している経費、それが仮に私立だったとしたら幾らぐらいになるのか、そういったこともちょっと試算の上で比較しないとよくわからないと思うので、これにつきましてはちょっと時間をいただいて、ちょっと一日、二日ではできないと思うので、機会を捉えてお示ししたいと思います。

○12番（古館機智男君） いいです。

○委員長（松浦満雄君） それでは、こちらの資料のほうの説明を終わりにして、3款民生費の1項社会福祉費、健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） それでは、3款民生費、1項社会福祉費の1目社会福祉総務費について説明します。ページは57ページとなります。平成31年

度の予算額は2億4,791万7,000円で、平成30年度より2,929万4,000円の減として予算を編成しております。この大きく減った要因でございますけれども、平成30年度はこの項目の中にいちい荘の実施設計の補助金の予算として4,180万円を予算化していたものが皆減となったことと、あと平成30年度は地域福祉計画の委託料として466万5,000円を計上していたものが全て減となったことにより大きく減少しております。そのほかの費目については、平成30年度と同じような計画で予算編成を行っております。

次に、3目の老人福祉費でございますけれども、平成31年度は9億7,269万5,000円としておりまして、6億7,647万2,000円の増となっております。約6億7,600万円の増の要因でございますけれども、平成31年度においていちい荘の整備を計画しておりますので、そのいちい荘の整備事業に対する補助金3億7,000万円をこの項目の中で予算をとっております。19節の補助金として予算化しております。ページは、62ページになります。あと21節の貸付金として、いちい荘の整備事業への貸付金2億8,000万円を老人福祉費の中で予算化しているということがふえた要因でございますが、あとほかに、戻ってもらいまして61ページの13節委託料でございますけれども、委託料の中の3行目、二戸地域権利擁護支援事業委託料として新たに202万6,000円を予算化しております。これについては、今まで二戸地区広域行政事務組合のほうで老人の権利擁護ということでカシオペア権利擁護支援センターのほうに委託していたのですけれども、その介護のほうの事業で委託するというのはおかしいというか、平成31年度からできなくなるということで各市町村でカシオペア権利擁護支援センターのほうに委託することとして、ことしから予算化したものでございます。

あとその下の市民後見人養成事業委託料227万2,000円でございますけれども、これも新規の事業ということになっております。最近は、高齢者で認知症とかで自己の判断ができないとか、そういう人たちがふえておりますが、そういう人を守るために後見人制度というのがありますけれども、その後見人になる人を養成しようとするものでございます。後見人は、誰でもがなれるわけですが、そういうなりたいという人を積極的に裁判所で導入していくために、こういった人を養成するということで、何年か前には一戸町で養成事業をしておりますが、今回は軽米町でということで相談をしまして、財源といたしましては県の補助金と管内の市町村からの負担金でもってその養成事業の委託をするというものでございます。

次に、4目の社会福祉施設費でございます。ページは、62ページになります。平成31年度は1,478万5,000円で、248万1,000円の増として

おります。ふえた主な要因でございますが、63ページの中にありますが、15節工事請負費ということで、老人福祉センターにエアコンを設置しようとする工事費と、老人福祉センターに排煙オペレーターが壊れているということで、その修理工事費を来年度計上しております。そのほかは、平成30年度と同じような積算でもって予算を組んでおります。

次に、5目の健康ふれあいセンター運営費でございますが、平成31年度は552万7,000円、前年度よりは15万8,000円の減としているところでございます。内容的には平成30年度と同じような積算内容で積算しているものでございます。

次に、6目の障害者福祉費でございますが、4億3,756万8,000円、平成30年度よりは344万2,000円の減としているところです。障害者福祉費の主な支出は扶助費ということで4億1,647万2,000円、ほとんどが障がい者に対する扶助費というふうな形になります。この分が前年度より290万円減ったことにより障害者福祉費は減となっているところでございます。委託料等についても昨年度と同じような積算でもって555万6,000円の積算となっているところでございます。あとほかの科目についても、昨年同様の積算としているところでございます。

以上でございます。

○委員長（松浦満雄君） 町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 1項社会福祉費の町民生活課関連分についてご説明申し上げたいと思います。

57ページに戻っていただいて、1節の報酬の中に国保事業運営協議会委員の報酬として28万2,000円の計上でございます。

それから、ページをめくっていただいて8節の報償費なのですが、さわやかカップル祝金代として5万円掛ける20組分の予算計上になります。

あと19節の負担金、補助及び交付金につきましては、戦没者の遺族会のほうに対する運営費補助金の7万円計上しております。

それから、28節の繰出金は、国民健康保険特別会計への繰出金なのですが、内訳につきましては、国保会計の説明の際にしたいと思います。

それから、2目の国民年金事務費なのですが、昨年比63万4,000円減の81万1,000円の計上でございます。制度改正に係るシステム改修等がほぼ終了したもので、減というふうなことになります。

63ページの障害者福祉費でございますが、このうち9節の旅費のうち普通旅費1万円、それから11節の需用費で消耗品の4万8,000円、それから13節の委託料なのですが、下から4行の部分町民生活課で予算計上したものでござ

います。

それから、20節の扶助費でございますが、重度心身障害者医療費として3,236万2,000円の計上ですが、昨年と比較して22万6,000円の減としたものでございます。

以上です。

○委員長（松浦満雄君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 先ほど説明漏れがありましたので、再度説明させてもらいたいと思います。

3目の老人福祉費の中であったのですが、ページは59ページ、報酬のところだったのですけれども、新しく生活支援体制整備事業嘱託職員報酬ということで生活支援コーディネーターを嘱託として雇いたいということで657万3,000円を新規に計上させていただいております。あとその下の認知症総合支援事業嘱託職員報酬ということで641万6,000円も新たに計上させていただいたところです。

以上です。

○委員長（松浦満雄君） 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

中村委員。

○2番（中村正志君） いまいち理解できかねた部分2つ。今説明したと思うのだけれども、施政方針の中でも生活支援コーディネーターの配置という言葉がありましたけれども、生活支援体制整備事業嘱託職員がこれに当てはまるような今説明だったのかなと思ったりして、いずれ生活支援コーディネーターというのはどういう仕事をされるのかということを1つ。

もう一つは、成年後見人という、さっきの説明の中では一戸町では既にやられて、今度は軽米で養成するということなのか、その人が行って、それを利用促進するということなのか、その辺のもう少し詳しく説明いただけませんか。

○委員長（松浦満雄君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） まず第1点目の生活支援コーディネーターの役割といたしますか、そういったことについてお話をいたしますと、ことしから生活支援コーディネーターを誰にしようとか、あと皆さんの生活を支えていく地域の人材を探すための協議体といたしますか、そういったものを平成30年度でつくっております。それがかかるまい結っこの会というのができておまして、そのかかるまい結っこの会のまとめ役とか、そういったのが生活支援コーディネーターの役割であります。これ全体がどういうことをしようとしているのかというと、お年寄りや何か困っている、そういった人たちを支援できるような体制をつくってい

きたいというのが第1点であります。例えば買い物に困っている老人なんか、老人に限らずそういう人がいたら、その地域でどうやってそれを解決していくのか、そういったのを一緒になって考えながら、新しいサービスであったり、ボランティアの団体であったり、そういったものを発掘して行って生活しやすい体制をつくっていくというふうなことで平成30年度から行動を起こしております、生活支援コーディネーターになる人も決まりましたので、そういった人たちと生活の困り事を解決していくようなシステムづくりをしていくためのコーディネートをする人でございます。

2番目の市民後見人の養成というのはどういうことかということですが、まずこれは後見人になる人を養成していこうというものでございます。先ほども言いましたように後見人は誰でもなれるというのが、誰でもなれるのですけれども、後見人を選ぶときには裁判所に申請をして、裁判所で後見人を選任するわけですが、裁判所で選任する際には、大抵の場合は国家資格を持った社会福祉士であったりとかいろんな資格を持った人を選任することが多いです。ただ、その資格を持った人が二戸管内で少ないので、そういった市民の後見人としてなりたいという人を育てていこうというのがこの市民後見人でありまして、やる気がない人を裁判所が選ぶわけにもいきませんので、また選ぶときにはこういう人がやってくれるというふうなことで推薦もするわけです。そういったときに市民後見人、私がやってもいいですよという登録者名簿があれば裁判所としても選びやすいのかな、そういったところがあってこの市民後見人を二戸管内でも養成していこうということで今回軽米町でやるというふうなことになっております。

○委員長（松浦満雄君） 中村委員。

○2番（中村正志君） ちょっといまいちよくまだ理解できかねているのですけれども、後見人というのは例えばひとり世帯とか身内がないとか、そういう人に対して後見人として面倒を見るというか、というふうなことなのかなと思ったり、それをでは例えばAという人に対して、では誰か後見人をというふうにしたときに、町で誰かその後見人を推薦して裁判所のほうでいいですよということで、そういう関係が生まれてくるのかなというふうに今解釈したつもりだったのですけれども、それでいいのかどうかということと、後見人を養成する中身、資格が余りないような話もしていた、養成講座をやろうということなのか、そこのところちょっと含めてお願いします。

○委員長（松浦満雄君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） まず、養成講座をやって、その意欲のある人を発掘したいというのが目的であります。ですので、それを受けた人は意欲がある人でしょうから、裁判所で後見人を選ぶときにこういう人がいますと町のほうでや

れば、そういう人を選んでくれるかもしれないというので、そういったところです。まず、後見人のご理解のとおりで、権利を守るということです。不当な契約をしないように契約代理人になるような感じです。だから、その後見人がついた人があるものを買う契約をしたとしても、それは無効だったよというふうなことになります。高齢者の権利を守るための後見人であるので、例えば後見人がついた人が施設に入るような状況になったときに、施設との契約なんかは後見人を通してできるということになります。ただ、保証人とかにはちょっとなれたりはしないのであれですけども、まずその施設の申し込みをしたりとか権利を守るために契約をしたりとか、そういうのが後見人ということになります。

○委員長（松浦満雄君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 認められた人物で世話をやいてあげれる人というふうに解釈しています。ただ、資格とかなんとかというのは裁判所が認めればというふうなことで、それが唯一の資格というふうになるというふうに解釈するわけですが、もう一つ、生活支援コーディネーター、その先ほどの嘱託職員が2名で650万円ぐらいとかと嘱託報酬があったのですけれども、1人当たりになれば300万円超えている金額で、嘱託員としては非常に高い金額かなと思っていましたけれども、その有資格者、それを採用するための資格とか、この金額に至った資格等がなければならないというふうなことなのかなと思ったりして、その中身をちょっと。

○委員長（松浦満雄君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 生活支援コーディネーターに特別の資格というのは不要で、県で行っている養成講座の講義を受ければまず生活支援コーディネーターにはなれるということです。このコーディネーターの選び方については、かるまい結っこの会ということで去年から町民フォーラムとかそういったのをやってきて、社会を支えるために積極的な人たちが集まってかるまい結っこの会を設立しておりますけれども、その中で生活支援コーディネーターとして誰がいいというふうなところで選んでもらっておりますして、実際中里早苗さんがいいというふうなことになりましたので、このとき嘱託職員として予算はとっていたのですが、実際は再任用職員のほうの給料になろうかなとは思ってはいます。さっき言ったように特別な資格はないですが、やっぱり信頼を置けるとか、あと町に出て、皆さんが知っているような人がいいということで、かるまい結っこの会の中では中里早苗さんと畠山貞子さんがいいのではないかとということで、その2名を生活支援コーディネーターとして委嘱しております。

○委員長（松浦満雄君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 今私がしゃべったのは、勘違いなのか、さっき言った生活支援体

制整備事業嘱託職員報酬2人657万3,000円、これがその中里早苗さんと  
島山貞子さんに当てはまるということ。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君）　なので、実際はここの予算使わさらないのかもしれない。

○2番（中村正志君）　ということは、それでは予算使わさらないかもしれない、再任用  
であれば別かもしれないけれどもということ。単純に考えて1カ月当たり25万  
円以上の報酬の額になるわけですよ、1人当たり。300万円超えていますから。  
だから、非常に軽米の役場の中での嘱託員報酬全体を見渡して、今までの最  
高の額なのかなと思ったりして、かつては再エネの関係もあったのですけれど、  
だから、その辺なぜここまで高く組んだのかなというのがちょっと疑問を感じた  
ので質問しているのです。

○委員長（松浦満雄君）　健康福祉課総括課長、坂下浩志君……休憩します。

午後　1時44分　休憩

—————  
午後　1時45分　再開

○委員長（松浦満雄君）　再開します。

〔「次に進んで」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君）　では、この質問は保留しまして、後ということですので、いい  
ですか、1項、そのほかにないですか。

館坂委員。

○6番（館坂久人君）　58ページの19節負担金、補助及び交付金ということで、いき  
いき岩手結婚サポートセンター運営費、それから入会助成金交付事業7万円とあ  
りますが、これは県のサポートセンターの運営費の負担金ということですか。

それと、この入会助成金交付金というのは、これは誰に助成金を交付するのかと  
いうことで、7万円となっておりますが、ちょっと説明をお願いします。

○委員長（松浦満雄君）　健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君）　まず、1点目のいきいき岩手結婚サポートセンタ  
ー運営費負担金でございますが、委員おっしゃるとおりこれは県で運営している  
いきいき岩手、iーサポといいますけれども、その運営費の負担金でございます。

次のサポートセンター入会助成金交付事業というのは、軽米町の方でiーサポに  
加入した人が加入金として1万円払うのですけれども、その1万円を補助金とし  
て上げるという、入会した人が1万円払ってきたら、それを見て町のほうから1  
万円それを補助するということになります。

○委員長（松浦満雄君）　館坂委員。

○6番（館坂久人君） そうすると、実質加入者は負担金ゼロということで7人分ということですね。この事業は、3年ぐらい前かな、何年か前から始まっているわけですが、軽米町ではそうすると大体去年も7人ぐらいの実績だったというふうなことでですか。

それと、どういったことが加入して成功したということなのかちょっとわからないのですが、結婚まで至ったような実績とかありますか、昨年度は。

○委員長（松浦満雄君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 結婚したかという実績でございますが、まだ軽米町の人が成婚したという情報はありません。

○委員長（松浦満雄君） ないそうです。

休憩します。

午後 1時48分 休憩

午後 1時48分 再開

○委員長（松浦満雄君） 再開します。

健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 結婚が成立した人は、今のところない状況でございます。

○委員長（松浦満雄君） 館坂委員。

○6番（館坂久人君） そうすると、この事業は一回加入すると年会費は毎年払うというふうなことになりますか。

○委員長（松浦満雄君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 2年間で1万円ということになりますので、再度加入する場合はもう一回加入金がかかるかと思えます。その場合は、町のほうではまず1回ということにしていますので。

○6番（館坂久人君） 了解しました。

○委員長（松浦満雄君） ほかにありますか。

山本委員。

○13番（山本幸男君） 今の問題で関連して質問しますが、縁結びがなかなかなくて、まず地域でも年がいても結婚しないというふうな人がふえているのですが、今の予算の中でもいきいき岩手の関係とかさわやかカップル、それから前に質問した中では結婚新生活支援事業とかさまざま項目で予算化しておりますが、実績が正直上がっていないと。何か集中的に、あるいは昔で言えば世話やきばあさんとかって、そんな仲をとる人があって結びつけたというような実績もありますが、何か革命的な計画を立てて、ぜひいい結果を出してもらいたいと考えますが、ど

うですか。何かもう少し時間をそこにとって、どっこい組み立てるといふうなことはできませんか、町長、何か考えはありませんか。

○委員長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） まず、これまでもいろいろやってまいりましたけれども、出会いの場の提供だけでなく、例えば相手側との会話とか、いろいろ場の盛り上げ方とかいろんな形で、やはりただ会わせるだけではなくて、いろんな形の学習というか、勉強というか、そういうふうなことも必要かなというふうには考えております。今こういった形で県と連携しながら、そういうところはまたいろいろ情報交換しながら検討はしていきたいというふうに思っております。

○委員長（松浦満雄君） 山本委員。

○13番（山本幸男君） こういう事業を進める課は、町民生活課か健康福祉課か、何かその担当がちゃんと決まっていますか。

○委員長（松浦満雄君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 結婚まで進めていくというのは、今i-サポの担当をやっておりますので、健康福祉課かなとは思っております。その昔の世話やきばあさんということ等ですが、そういったものを進めていくのはうちかなというふうには思っております。

○委員長（松浦満雄君） 山本委員。

○13番（山本幸男君） 健康福祉課だろうかなと思っておりますが、やっぱり何かの担当は、責任体制をちゃんと位置づけをして前へ進むということでないとな結果がついてこないのではないかなと思っておりますので、いつもこんな予算化して使われなかった、一件もありませんでしたというふうな形では何か寂しいと、そう考えますので、抜本的な対策と係と、そのための費やす時間等もちゃんととっていかないと、いい結果が出ないと、そう考えますが、いかがですか。

それと、昔の、もしかすれば世話をやいてくれる人のほうのスタッフも5人から10人もグループをつくって世話をやくというふうなことも、成功しないかもしれないけれども、何かのきっかけにはなるのではないかなと思っておりますが、いかがですか。

○委員長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） やはり少子化対策と申しますか、そういったカップルをできるだけふやしながら、結婚していただいて家庭を持っていただく、そこら辺が基本中の基本でございますので、これまでもさまざまな経緯等も反省しながら、成婚に至るようにもう少し検討はしてみたいというふうに思っております。

○委員長（松浦満雄君） 山本委員。

○13番（山本幸男君） まず、よろしくどうぞお願いします。

それから、委員長、今どこまで質問。

- 委員長（松浦満雄君） 今1項の社会福祉費。3款民生費、1項社会福祉費、ページ数が57ページから65ページ。
- 13番（山本幸男君） では、62ページの老人クラブ運営費補助金の中のところですが、負担金、補助金の関係もいいわけだ。
- 委員長（松浦満雄君） はい。
- 13番（山本幸男君） では、そこで質問します。老人クラブの運営費補助金70万5,000円の内容について、高齢化社会といってもなかなかその老人クラブの会員数はいつか問題提起をされましたが、ふえていない、また運営も大変だというふうに聞いております。何に問題があってそんなことなのか、もう少し補助金の関係などについても簡素に、それから事業の取り組み方についても写真とかさまざまな問題等があるかもしれませんが、もっと簡潔にというふうなことが問題なのかどうかわかりませんが、いずれ老人がふえても老人クラブの会員がふえていない、むしろ小さくなっていくというふうな感じに見えます。だから、会員数の枠についての検討とか、そんなのを検討したことがあるかどうか、また問題点があったら説明願いたい。また、変えていこうとしている内容があればお知らせ願いたいと思います。
- 委員長（松浦満雄君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。
- 健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 老人クラブへの補助金でございますが、1つには連合会への補助金として連合会へ補助する部分と、単位の老人クラブに人数割とか基本割とかによって補助金額を定めております。その補助申請なり実績報告書なりについては、ある程度簡潔にできるように作成しております。写真を添付しろとか、そういう実績の詳しい説明書とかというふうなことは余り求めてはいないので、補助申請書と事業計画書を出せばまず補助金を、後で事業報告書を出してもらえば補助金を出すというふうな、それがいいのかどうかはあれですけども、なるべく簡単にできるような補助申請と補助金をもらえるようにということをやっております。

その補助金のあり方について検討したことがあるかということでございますが、今のところ今までどおり単位老人クラブへの補助金と連合会への補助金ということで見直し等は行っていないということです。

その老人クラブのあり方自体のことについては、確かに高齢になっても老人クラブには入らないとか、そういったのがふえているというふうには聞いておりますので、その一人一人の生き方にもよるかと思いますが、ひとりで楽しむほうがいいという方もあろうかと思っておりますので、強制的に何歳になったら老人クラブに入れというふうなこともできないのではございますが、いずれ社会に参加していけ

るような仕組みとか、閉じこもっているような人に対しては老人クラブへの加入とかそういったものを勧めることは大事かなと思いますけれども、元気で社会に出てやっているような人のところまでは老人クラブへは加入しなくてもいいのかなというふうには今ちょっと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（松浦満雄君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 今の老人クラブ、今最後に総括課長がお話ししたのはちょっと違うのではないかなという、老人クラブのあり方についてちょっと見解の相違があるなと思って私は聞いていましたけれども、いずれ今の現状の老人クラブをあちこちの状況を聞くと、一番の原因はやっぱりリーダーになる人がいなくなると、もうそのクラブはなくなるといふような現状ではないのかなと。どちらかというところ、会長になっていた人がずっと引っ張ってきたけれども、会長が元気がなくなったから俺やめると言ったら、そのクラブが解体しているという、何かあるところから聞いたら、うちのクラブはなくなったから隣の地域に入っていますよという人も聞いたりして、だから現状をもう少し把握したほうがいいのではないかなと。今原因は、行政の力が必要ではないのかなというふうに私は感じております。なぜならば、やはり老人、大体70歳過ぎ75歳ぐらいの人たちが中心になって今やっていると思うのだけれども、そのリーダーになる人がなかなかいなくなってきたり、またそれをまとめるまた事務的なことをやる人も減ってきているということで、その辺のところでの団体活動が継続できていなくなっているのではないかなというふうに私は捉えているのですけれども、この高齢化社会の中で高齢者の横のつながりをもっともっと持ってほしいというふうな考え方をするときには行政がもっと真剣に考える状況ではないのかなというふうに私は思うのですけれども、その辺いかがですか。

○委員長（松浦満雄君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 済みません、私のほうの勉強不足で、そういったことまでは理解をしていませんでしたので、今の中村委員の意見を大事にして、その実態把握とかその状況などを老人クラブから聞いて、その実態把握に努めていきたいと考えます。

以上です。

○委員長（松浦満雄君） では、いいですか、終わって。

〔「まだある」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） わかりました。

それでは、15分まで、正面の時計で15分まで休憩といたします。

午後 2時03分 休憩

午後 2時14分 再開

○委員長（松浦満雄君） それでは、再開します。

先ほど資料要求のございましたメガソーラーの事業計画の認定進捗状況について、再生可能エネルギー推進室長、戸田沢光彦君。

○再生可能エネルギー推進室長（戸田沢光彦君） 軽米町におけるメガソーラー事業の計画、認定等の進捗状況ということで図面を添えて資料を提出ということでしたので、資料ナンバー4でございますけれども、高家の話がございましたので、高家の事業面積につきましては67ヘクタール、発電規模で36メガワット、パネルの枚数が13万5,000枚、世帯数に換算すれば1万世帯、売電単価につきましては32円でございます。

それから、進捗状況につきましては、現在林地開発の準備中ということでございます。予定とすれば、今月下旬に県のほうに協議に行きたいと思っております。

それから、工事着手の予定なのですが、平成31年の8月着手で、稼働の予定は平成35年4月の現在の計画でございます。

また、現在計画中でありますので、まだ県との協議も終わっていないところですので、面積あるいは稼働予定等、動く場合もございます。

それから、裏面を見ていただきたいのですが、高家地区、事業箇所が前は1つになっておりましたけれども、これまでは230ヘクタールということで全部1カ所になっていたわけなのですが、67ヘクタールになるということで2つに分割をしたような形になってございます。1つは、瀬月内川のすぐ北側にあるのですが、そこに1カ所、これは東側ブロックということで事業区域を設定してございます。それからもう一カ所につきましては、西側ブロックということで、参勤街道線から南側のほうに延びているというふうな形になります。

以上です。

○委員長（松浦満雄君） 山本委員、いいですか。

○13番（山本幸男君） いいです。面積は、当初は230ヘクタール予定して、今は67ヘクタールと。

○委員長（松浦満雄君） それでは、もとに戻りまして、まだ民生費の1項でしたね。何か山本委員があるのですよね。山本委員。

○13番（山本幸男君） メガソーラーのほうだけ。

○委員長（松浦満雄君） それでは、館坂委員。

○6番（館坂久人君） 59ページの19節の負担金、補助及び交付金なのですが、参考までにお聞きしたいと思います。中身というか、わからないので教えてください。軽米町戦没者遺族会連合会運営費補助金ということについているわけですが、こ

の遺族会というのは戦争遺族ですね、戦争未亡人というか、そういった方は今現在まだ軽米町では何名ぐらいおられるのですか。

○委員長（松浦満雄君） 町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 災害弔慰金の申請件数なのですが、ほぼ奥様と言われる方はもう存命中ではないというふうに認識しています。今人数のほうは把握できていないのですけれども、いわゆる戦没者の弔慰金を請求される方は、もうお孫さんの世帯だったり、子供さんからお孫さんの世帯に移っているような状況でございます。人数等は、申しわけありません、ちょっと把握しておりません。

○委員長（松浦満雄君） 館坂委員。

○6番（館坂久人君） そうすると、参考までに聞くわけですが、遺族年金ですか、遺族年金をもらっている方が前は総括課長の答弁だと詳しくわからないけれども、数が少ないというふうな話なのですが、そうすると今度は子供、奥さんの子供といえますか、そういった方にもまだ何かそういった年金とか一時金とか出ているわけですか。

○委員長（松浦満雄君） 町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 戦没者の遺族弔慰金という形になりますけれども、5年で25万円支給されています。今第10回目の弔慰金が平成30年3月で申請を一旦終わってしまっていて、第11回目が今年度何か支給されるというふうな情報が入っています。

○委員長（松浦満雄君） 館坂委員。

○6番（館坂久人君） そうすると、弔慰金というのは孫の代までも対象になるというふうな考え方なのですか。

○委員長（松浦満雄君） 町民生活課総合窓口担当課長、福田浩司君。

○町民生活課総合窓口担当課長（福田浩司君） それでは、ただいまの館坂委員のご質問にお答えします。

特別弔慰金ですけれども、こちらは先ほど総括課長が申しあげましたように第10回目が終わっておりますけれども、その支給の範囲ですけれども、3等親以内ということで給付しておりますので、孫とか、要綱もあるのですけれども、3等親以内ということで記憶しておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長（松浦満雄君） いいですか、館坂委員。

○6番（館坂久人君） よく遺族会、各地域にあるわけですが、その遺族会のほうも何か参加人数が少なくて困っているというふうなお話ということですが、そうするとその遺族会、その第三世代といいますか、加入する権利とか、権利というか、何というのかよくわかりませんが、加入しているということですか。第三世代もその遺族会の会員になっているというふうな、それとも世帯でもう加入、自然に

代がわりしても加入しているというふうな形なのですか。

- 委員長（松浦満雄君） 町民生活課総括課長、川島康夫君。
- 町民生活課総括課長（川島康夫君） 毎年11月に岩手県の公会堂のほうで戦没者の追悼式をされるのですが、多分一緒にバスに乗って私も行くのですけれども、一応その弔慰金として対象になっている方は全員会員にしたいなということなのですが、もう既に他市町村へ転出されていったり高齢になっていたりで、どんどん、どんどん対象者は減っているというふうなお話でした。ちょっと人数のほうは把握していませんけれども。
- 6番（舘坂久人君） いいです。
- 委員長（松浦満雄君） では、山本委員。
- 13番（山本幸男君） 62ページの負担金、補助及び交付金、特別養護老人ホームいちい荘整備事業補助金3億7,000万円、この内容について説明いただきたい。
- 委員長（松浦満雄君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。
- 健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 今社会福祉協議会で進めているいちい荘の建設をする事業費の一部として町から補助金を出すというふうなことになります。
- 委員長（松浦満雄君） 山本委員。
- 13番（山本幸男君） 具体的には、例えば3億7,000万円というのは全体の建築費、整備事業費の中のどの部分なのか、ことし何をやって、町がどこの部分を支援するかとか何かないのか。
- 委員長（松浦満雄君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。
- 健康福祉課総括課長（坂下浩志君） いちい荘の整備事業については、平成31年度で本体工事を終わらせるというふうな予定で進んでおりまして、その本体工事の工事費の中の3億7,000万円を補助するということです。解体とかそういうのにはこの補助金は含まれていないということでありまして。解体は、平成32年度以降に行う予定としておりまして、それらには町からの補助金は考えていないということですよ。

〔「全体では幾ら」と言う者あり〕

- 健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 実施設計もまだなところなのではございますけれども、全体で10億円程度の事業費としております。
- 委員長（松浦満雄君） 山本委員。
- 13番（山本幸男君） ちょっと質問の仕方が悪いのか、去年は、その前の年はまず基本設計の関係で補助金を出して、去年は実施設計のために補助金を出したと。実際は実施設計の部分については繰り越しというふうな形で、その部分も終結していないというふうな状態の中で、今年度はまたその後に整備事業補助金、ここの部分でもう全部大体来年完成まで行くというような意味で捉えていいのか、どう

ということなのですか。

○委員長（松浦満雄君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 山本委員おっしゃるとおり、平成31年度の完成を目指しておりますので、これで建物自体は完成すると思っただいて結構だと思います。

○委員長（松浦満雄君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 老人福祉センターについて、先日の一般質問をされた同僚議員の風呂、湯っこの関係で、町長の答弁の中では軽米町にしか風呂がないというふうな質問に対して、いや、軽米町にないというふうには思っていないという言い方をされて、それは多分この老人福祉センターに風呂があって、これは町民誰もが入れるものだというふうなことを意味しているなというふうに私は聞いていましたけれども、ただ実際に今の老人福祉センターの風呂に入れる時間帯というのは、平日の日中でしかないというふうな現状の中で、前にも私要望したことがあるのですけれども、例えば土曜日とか日曜日にも風呂を開放する考えはないのか、要望があればそのときだけでもいいから開放していただけないかというふうなことも要望したことがあるわけですが、今現在風呂が軽米町に公衆浴場、私もないと思っているのですけれども、それがあつという認識であれば、当然もう少し幅広く使えるような活用を考えるべきではないのかなというふうに私は思うわけです。開館した当初は夜もやっていたので、私も若いころは夜使用させていただいたことがあるのですけれども、今現在はほとんどが日中でしかないというふうなことであれば、ごくごく限られた、それこそ老人の方でないと入れないというふうな現状ではないのかなというふうに思うわけですが、その辺の答弁との整合性を含めて、もう少しあるものを活用するというのであれば、そういうふうな考え方もあつてもいいのかな。これは、社会福祉協議会のほうに指定管理しているわけではございますけれども、行政のほうからそういうふうな考え方があれば、それも可能なのかなというふうに感じるわけですが、その辺いかがでしょうか。

○委員長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） ちょっといろんな受け取り方をされたみたいで、山本委員があつとき私に一般質問された、山本委員がイメージするような、そういうふうなお湯は私もないというふうに認識していると。ただ、今社会福祉協議会で風呂は開放しておりますので、今後はいろんな整備等も含めて、できるだけ山本委員がイメージするようなお湯っこに近づくように検討はしてみたいというふうに思っております。

○委員長（松浦満雄君） ほかにありませんか。

大村委員。

- 8 番（大村 税君） ちょっとつかぬことをお尋ねいたしますが、この特別養護老人ホームいちい荘整備事業貸付金の 2 億 8, 0 0 0 万円ですか、これはどういうふうな返済計画をなされているのかお知らせ願いたいと思います。
- 委員長（松浦満雄君） 総務課総括課長、吉岡靖君。
- 総務課総括課長（吉岡 靖君） いちい荘整備に係る貸付金でございますけれども、これにつきましてはこの 2 億 8, 0 0 0 万円のうち 2 億 2, 4 0 0 万円については社会福祉施設整備事業債というふうな地方債を当方でも利用いたしまして貸し付けることとしております。そのほか、ふるさとづくり振興基金から 5, 0 0 0 万円を取り崩して上乘せ、単費といたしましては差し引きの 6 0 0 万円です。貸し付けると、償還についてはその社会福祉施設整備事業債ですか、その償還の期間に合わせた形で 2 0 年間、済みません、ちょっと記憶にありませんが、3 年間据え置いた後、その後の 1 7 年間で返済というふうなことになりますので、そのタイミングで起債、地方債以外の部分も含めた形で返済していただくというふうなことで考えております。
- 委員長（松浦満雄君） 大村委員。
- 8 番（大村 税君） 地方債というと、これは過疎債になるのだけ、違う。
- 委員長（松浦満雄君） 総務課総括課長、吉岡靖君。
- 総務課総括課長（吉岡 靖君） このいちい荘整備の支援のうち過疎債を使用するのは、補助金のほう 3 億 7, 0 0 0 万円のほうの補助金の財源として考えております。先ほど申し上げました地域福祉施設整備事業債につきましては、過疎債と違まして交付税措置等はないものでございます。
- 委員長（松浦満雄君） 大村委員。
- 8 番（大村 税君） それまでもその計画どおり返済されるものと理解していいですね。
- 委員長（松浦満雄君） 総務課総括課長、吉岡靖君。
- 総務課総括課長（吉岡 靖君） そういう協議のもとにこういうふうな資金繰りを立てておりますので、必ず履行されるものと思っております。
- 委員長（松浦満雄君） 山本委員。
- 1 3 番（山本幸男君） いちい荘の関係について、私たちは産業建設常任委員会だったかな、洋野町の希望というところの施設を見学して、またそのとき内容についても説明を受け、社会福祉法人が自己資金だけで、町の補助金等一切もらわないで建築というふうな方法をとった、以前は社会福祉協議会、今うちの社協もそういうことなので、町の補助金とかというのは一切もらわないで建築した。こちらは町の補助金を投入して建築というふうな形で、土地についても無償提供というふうな形での対応、向こうのほうは土地は自分で確保してやるというふうな

形で、どこが違うのかなという感じを持って視察しました。私は、いつかの一般質問でもそのことに触れましたが、納得できるような答弁もなかった。ただ、いちい荘は大変軽米町にとっても大切な施設でございますので、継続してもらいたいという気持ちもありますし、いずれまた私もお世話になる場所でもありますので、余りしゃべりたくないなどは思っています。ただ、でもどこか工夫すれば町費の投入、また過疎債であろうと何であろうと全額国の補助ではないのですから、負担がかからない中でいい施設、しかも向こうは全部個室、こちらは2人から4人というふうな施設をいつか説明がありました。そういうことも含めて施設のいちい荘の関係については大変と資金が、運営費が残るのではないかなというふうな感じもします。だけれども、今の段階でもまず黒字経営といいますか、そんな感じでございますので、それらを有効活用して、この役場は考えているのかなとも考えますが、その点はいかがですか。

あとは、私が先ほど説明したように、あとの人も質問しましたけれども、納得できないのは自己資金、向こうの社会福祉法人の自己資金の関係について、もう少しわかる資料があればいいなと思って質問したのですが、何かもう少し、こんなのが出て我々がまず出すのはこうで、そして前は額が10億円でなくもっとあったというふうに記憶していますが、そんなところですか。取りとめのない話でありましたが、何でそこが違うのかなというふうな感じも、予算、建設資金の関係で、そうすればもう少し余計残が出るのではないかというふうな感じも想定します。

以上、そのことで。

○委員長（松浦満雄君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 社会福祉協議会の自主財源のことについては、後ほど健康福祉課のほうから資料のほうを提示させていただきたいというふうなことでございます。

あとは洋野町の場合は、補助金なしで全部自前、軽米町の場合は補助等を出しているが、その違いは何かということなのですが、やはり事業主体が洋野町も社会福祉法人ではございますけれども、その構成の中には建築会社の方なども入っていると。ですから、工事の工事費につきましても、やはり例えば公共事業とは違ってかなり年間で対応できるのではないかというふうなことがありますし、やはり資本というのが違うのではないかなというふうに考えております。いちい荘の場合には、ご案内のとおり平成21年に町から社会福祉協議会のほうに譲渡いたしましたして、その後社協のほうで運営しておりますが、大体今、後で資料では示すのですけれども、いちい荘建設に充当できる積立額が3億円弱ほどと記憶しております。そういった中で、やはり老朽化した施設を早期に建ててほしい、利用者

等からも要望があったわけですし、議会の皆様からも要望があったと。その中で対応するには、やはり町の支援が必要であろう、それはやはり社会福祉法人であります。社会福祉協議会というふうな性質で、独自にやはり資本を、資金を融資を受けてどうのこうのというのは難しいだろうと、それを待っていてはなかなかご希望にお応えできないということもございます。同じようなケースといたしましては、社会福祉協議会ではございませんが、住田町においても特別養護老人ホームを更新する場合10億円以上の補助金等で支援して実現しているというふうな事例もございますので、やはり1カ所だけでの比較ではなくて、それぞれの市町村の事情も考慮しながら、そういった手法がとられているというふうにお考えいただきたいと思っております。

○委員長（松浦満雄君） 後ほど資料が出るそうですので、いいですか。

○13番（山本幸男君） 風呂、湯のことについて。

○委員長（松浦満雄君） では、山本委員、どうぞ。

○13番（山本幸男君） 湯っこの関連質問が出ましたが、私が質問したものの整理をしてもらいましたが、ありがとうございます。町長もまたきょうはお静かに丁寧に説明してもらいまして、老人福祉センターのエアコンの問題が予算化されておりますので、古くなった施設なので、今日的な対応だと思うのですが、ただ古くなった施設だということから、町長の答弁の中にそういうものの改築とあわせながら湯っこのことについても考えたいというふうに説明が、答弁があったと私は思っております。今関連して具体的なことも出ましたが、ただ湯っこの関係については何年か前に先ほどの湯っこの改築の工事があったと私は記憶しております。その段階で、自分的には何ぼか拡張して対応してやるのかなと思ったら、現状のままというふうな格好になって、そこでそのときもまた風呂の話は流れたと、というふうな感じに思っておりました。今回は、ここにまたエアコンをつけるということになれば、またこの施設もしばらくはまず使う勘定なのだなど、そう思ってこの予算書を見ていました。先ほどの答弁は、それとはまた違ったような答弁でございましたが、町長が想定しているのは社協ということでの、あそこの場所だというふうに理解していいですか、湯っこは。

○委員長（松浦満雄君） では、町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） その湯っこというのはあれですか、山本委員がおっしゃる湯っこですか。

○13番（山本幸男君） そうそうそう。

○町長（山本賢一君） そちら辺はどのように共有していいのか、ちょっと私も非常に難しいところがございますが、その辺は社協と十分協議しながら、町民の方々からいろんな要望があるというふうなことで検討はしていかなければいけないなとい

うふうに思っております。

○委員長（松浦満雄君） 山本委員。

○13番（山本幸男君） 私の言う湯っこは、多少は違ってもいいです。ここだかなと思って答弁もらいましたが、そこにまたエアコンをつけるとかってついたものだから、しばらく壊れないなど、そうすれば壊れないとすれば湯っこもしばらく出ないなどということですから、だからその場所なのかな、そう思ったのですけれども、また今質問も出ましたが、前にも改築、それから故障とかあったようでございますので、いずれ湯舟がかわいいものですから、あれを思い切ってしまうということに行くのかなと思っていたら、またエアコンがついてしばらく壊れないなどというので、風呂は次当選してきても、またならないなど、冗談ですが、いずれ前向きには考えていないなどという感じがしますが、いかがですか。

○委員長（松浦満雄君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） まず、エアコンをつけたことによって風呂とか、そういうのが遠のくかなという懸念をなされているようではございますけれども、まずエアコンをつけた理由としては最近の猛暑というのがありまして、どうしてもあそこ暑くなって大変だというのが、特にも高齢者等が使う施設なので、その猛暑に対応するためにエアコンは設置しようとするものでございます。

○委員長（松浦満雄君） ということです。いいですか、では次に行きますよ。

それでは、以上で……

〔何事か言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） では、先ほど残されておりました報酬の件で総括課長より説明がでございます。

健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 先ほどの生活支援体制整備事業の嘱託職員の報酬ということで、高過ぎるというふうな意見をいただきましたけれども、まずこの生活支援コーディネーターにつきましてはうちのほうでも誰でもいいというふうなことで、講習を受ければいいというふうなことで説明しましたけれども、それだけではなく、広い見識を持った人をお願いしたいというのが本来のところでありまして、嘱託職員の最高額のところまで計算しまして、保健師であったり、最高額のところまで試算したものでございます。それで、ちょっと高くなっているというふうな状況にあります。

以上です。

○委員長（松浦満雄君） いいですか。

中村委員。

○2番（中村正志君） 嘱託職員の最高額というのは幾らなのかなと、私今までの予算を

見ていると、一番高いのが二十二、三万円なのかなと感じていましたけれども、今までも保健師の嘱託でも十七、八万円がせいぜいだったのが、一気に七、八万円も高くなるというには、もっときちっとした根拠がなければ、ちょっとバランスがとれないのではないかなという気がするのですけれども、またあともう一つは、これは国の補助とか県の補助がいっぱい来て高く上げているというふうなことなのか、そこも含めてお願いします。

○委員長（松浦満雄君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 嘱託職員の報酬等については、募集しても来ないというふうなことがありますので、ことし若干改正をしております。そういった面でもちょっとは高くなっているのですが、いずれにせよ最高のところで積算をして、それを全部払う、職歴とかそういったものを勘案して、その嘱託職員の報酬の単価については決定しているところがございますので、この分を全てその人が該当するかというところでは今からの積算になろうかなと思います。

また、財源でございますけれども、これは二戸地区広域行政事務組合のほうの交付金の中の生活支援事業のほうで来る交付金を利用して、まず人件費等についてはその交付金で100%近く宛てがうような内容となっております。

○委員長（松浦満雄君） いいですか。

○2番（中村正志君） はい。

○委員長（松浦満雄君） それでは、時間も時間なので、1項のほうを終わらせて、2項の児童福祉費、次の3項……

〔「障がい者の部分」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） それでは、古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 障がい者の関係で、関連というか、障害者福祉費なのですが、私が一般質問で人工透析の関係の質問通告していましたが、私入院中でできませんで、ここの部分に該当するのではないかなと思ひまして、ちょっと質問をしたいと思ひます。

一般質問でも通告したとおりぐらいなのですが、軽米町での透析の患者数、それから利用できる医療施設、通院手段の現状と、それからそれに対して不足しているのではないかなという前提ですけれども、誰もが安心して透析できるような体制の対策をどのように立てているのか、3番目としては、将来、現状これがありますからあれですけれども、管内地区見渡せば、洋野町があつて、二戸市にあつて、一戸町にも前にはあつて、軽米町にはないのですけれども、その患者数等も含めて人工透析というのは1級の障がい、そういう形になると理解しておりますので、その点についてお伺いしたいと思ひます。

○委員長（松浦満雄君） それでは、休憩します。

午後 2時53分 休憩

---

午後 2時53分 再開

○委員長（松浦満雄君） 再開します。

健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） まず、1点目の町の透析の患者数というところでございますけれども、町の全体を把握できるわけではなく、保険加入者等について的人数だけとなりますけれども、加入者では6人、後期高齢者では10人、あと障がいのほうの更生医療の適用を受けている人が7人で、合計23人が人工透析をしているというふうに把握をしております。社会保険料とかのほうはわからないのですが、その社会保険料の方でも更生医療とかは申請はできますけれども、それは1人はいるというふうには思っております。

次に、利用できる施設ということですが、委員おっしゃったようにこの辺では二戸管内には1カ所、一戸病院がやめた関係で今は1カ所、あとは洋野病院くらい、あとは久慈市、八戸市というふうになっている、利用施設についてもそういうふうなことになっています。23名中二戸市内のクリニックを利用している方は18名、あと八戸のクリニックを使っている方は3人、入院している方で盛岡市内で治療を受けている人が2人となっている現状です。

次に、通院の手段でございますけれども、自分で病院に行っているか、公共交通機関またはクリニック等の送迎バスを利用しているのが現状だと思っております。以上です。

○委員長（松浦満雄君） いいですか、古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 人工透析は、大体週に3回行っているというパターンというか、月水金と火木土という感じ、火木土かわからないけれども、何かそんな感じで行って、主にさっき言ったように二戸のクリニックが一番多いみたいなのですがけれども、前には大型のバスが来たりしているけれども、今は施設の能力の問題なのかどうかわかりませんが、実際にはそれに利用できないということで、公共的な移動手段というのはなかなか非常に難しい状況ですし、ある人の例を聞きましたら、二戸市に勤めている嫁いだ娘に朝乗せていってもらって、その人が終わって夕方になって二戸市から乗せてきてもらうというふうな形で、きょうのニュースだったかな、ネットで見たら、本当に透析は続けていないと死に至るといふか、そういう重篤な状況になるというのがあるのですが、それに通院手段の現状について、利用者も含めて実際に私が聞いた人は、そういう娘の車で行って、その人の仕事が終わる夕方まで二戸市で待っていてという人があるというのを現状知って、大変なことだな、あとは身近な人ですけども、医大に行っていて、

地元で透析と言ったら、そういう通院手段が見つからないという形でどうするかという困っている人もいましたけれども、そういうふうな特別の施策というのが難しい問題だと思いますけれども、実際にそういう施設が、県立病院が本来はあまねく人が、誰でも安心して病院にかかれるという形で県立病院ができていて、例えば軽米病院とかに透析の施設なんかを町長なんかの運動とか町民の運動なんかで身近なところに設置という形の展望を含めた施策も必要ではないかなと思うのですが、これからのそういう現状を把握、現在の状況が十分通院とか何かに足りているかどうか、私はそういう非常に大変な状況になっているのだなという認識をしていますけれども、その辺の認識を調査して把握しているのか、把握していなかったら調査する方針があるのか、それから今後の対策についてどのように考えているのかお聞きしたい。

○委員長（松浦満雄君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） まずは、通院手段の検討ということでございますけれども、まず人工透析に限らず、難病と言われる方でも、通院については個人または家族の支援、公共交通機関等を利用して、町のほうで支援している方はありませんので、まずそういった努力で通院していると思っております。町といたしましては、公共交通の確保は今後もし、通院ができるようにしたいと思っております。個別の患者ごとにそういった通院手段を考えるということは今のところは検討はしていないところであります。

以上です。

○委員長（松浦満雄君） あと軽米病院。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） あと軽米病院への透析治療を行えるようにといたしますか、そういったことは今はやっていないところでして、県立病院ですので、地域での役割として透析患者が多くなってきたりすれば、軽米病院として経営的なことなども考えてやっていくのかなとは思いますが、町としてももしその透析患者が多い、通院手段がないというふうなことになるれば、町としても軽米病院への要望はしていかなければならないのかなというふうに思いますが、いずれ県立病院の判断によるものだと思っております。

以上です。

○委員長（松浦満雄君） 古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 1級の障がい者であれば、一定の交通費が無料になるとか、いろんな形がそれなりの施策がまずされてあるけれども、実際に透析に大体4時間かかる。身内の中で今重度の糖尿病で重篤になって腎臓透析の人もいますし、いろんなケースがあるわけですがけれども、年寄り、老老世帯とかという形では、それが実際には通える条件というのは、二戸クリニックみたいにバスが来れば行

けるのだけれども、それ以外の方法というのは現実的には行けないというような状況になってしまっている状況にあると思いますので、いろんな制度、軽米町の施策の中にはないかもしれませんが、これからのやっぱり高齢者の中で透析がこれまでと比べると、推移については質問しませんでしたけれども、全体の流れとしてふえてきているのではないかと推測はするのですが、そういう見込み等々も含めながらその対策について検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

また、町長から県立病院の運営委員会とか等々もありますし、もちろん採算の問題とか患者の見通しとかといろんな問題もあるかもしれませんが、さっき言ったようにこの地域の中で、二戸管内の中では軽米町にないぐらいで、あと九戸村がないのかな、施設はないと思うのですが、何か九戸村の診療所も軽米病院のサブ施設みたいな感じも含めて、九戸村と一体になって県立病院の役割の中に人工透析の問題も位置づけていくことが住民の声に応えることにもつながるのではないかなと思うのですが、町長の考えがございましたら答弁をお願いしたいと思います。

○委員長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） その点に関しましては、機会を捉えて院長に少し問いかけしてみたいというふうに思います。

○委員長（松浦満雄君） 以上で、よろしくお願いします。

私の委員長の職権で最後まで行きますので、お願いします。

それでは、2項の児童福祉費、3項の災害救助費、説明をお願いします。

ここまで終わりましたら本日の審議は終了したいと思いますので。

健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） それでは、2項の児童福祉費でございますが、1目の児童福祉総務費でございます。1億5,481万9,000円としております。昨年より2,496万4,000円の増になっておりますが、増のほとんどは給与の増というふうに捉えてもらって結構でございます。主な内容でございますけれども、昨年と同様の積算とされているところですが、昨年との違いということでご説明しますが、報酬のところは平成30年度は嘱託職員の報酬を計上しておりましたけれども、嘱託職員がおやめになったため、賃金のほうに2人臨時職員を雇うということで予算計上させていただいております。あと66ページの委託料になりますけれども、昨年は子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査ということで委託料を計上しておりましたけれども、本年度は子ども・子育て支援事業計画の策定業務を委託したいということで286万円を計上させていただいております。

次に、2目の児童措置費でございますが、1億1,530万1,000円、昨年より328万6,000円の減とさせていただいております。この児童措置費の主な内容でございますが、児童手当となっております、児童手当が1億78万5,000円と児童措置費のほとんどを占めているという状況でございます。

次に、1つ飛んで児童福祉施設費になります……3目の母子福祉費のところの健康福祉課分としては、寡婦医療費ということで54万円を予算化させていただいております。

あと4目の児童福祉施設費でございますが、児童福祉施設費は3つの常設保育園、あとは笹渡保育園、あとピヨピヨ広場の運営費の分を計上させていただいております。1億4,400万2,000円ということで、平成30年度予算より4万5,000円の増とさせていただいております。この費目につきましては、昨年と同様の予算措置となっております。工事請負費なのですが、69ページになりますが、軽米保育園のフェンスの修繕工事を昨年に引き続きことしも予定しております。この工事については3年の計画としているところでございます。

次に、5目の児童クラブ運営費でございますが、1,112万5,000円、昨年より44万円の増としているところでございます。これも昨年同様の事業内容で積算しております、特に新しいところはないものでございます。

以上です。

○委員長（松浦満雄君） 町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 2項児童福祉費の町民生活課所管分についてご説明申し上げます。

66ページをお開き願います。8節の報償費なのですが、すこやかベビー祝金として150万円の計上でございます。

それから、67ページの3目母子福祉費なのですが、主に乳幼児医療費、妊産婦医療費、ひとり親家庭医療費、児童及び生徒医療費の給付費等になります。昨年比較で113万8,000円増の3,205万3,000円の計上でございますが、主な増の要因は、ことし事務補助職員の賃金を当初予算に計上させていただきました。それから、20節の扶助費でございますが、昨年比で1,370万円ほど減っております。乳幼児医療費、小学生に係る入院の医療費については、8月から現物給付化される予定になっております。

70ページの3項災害救助費でございますが、これは科目設定のみとなっております。

以上です。

○委員長（松浦満雄君） それでは、2項、3項について質問ありますか。

中村委員。

○2番（中村正志君） 放課後児童クラブの関係で、実は資料配付として議会のほうに岩手県学童保育連絡協議会の会長の名前で放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持を求める陳情というのが議会のほうに議長宛てに来てはいますが、私も今見てよくわからないのは、多分放課後児童クラブの職員の確保が難しいことなのかなと思ったりして、なかなかこの辺の現状の中で、岩手県の現状として何か従うべき基準について堅持するようにとかというふうなことが書いてあるのですが、多分軽米の現状として放課後児童クラブの、かなり人数は多いというふうな話も聞いたりしているのですが、職員の確保は十分なされているのか、またその職員の方々に対する報酬とかそういうふうなものもきちっと満遍なく与えられているのかという、その辺のところの現状はどうなっているかちょっとお伺いします。

○委員長（松浦満雄君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 放課後児童クラブのほうの支援員の資格でございますが、放課後児童クラブの職員には放課後児童支援員の資格というのが必要になります。町の放課後児童クラブには、その資格を持った方が3人おります。基準としては、1単位40人に対して資格を持った人が1人いればいいというふうなことになっておりますので、軽米の場合は1単位40人という定数でやっておりますので、1人いればいいわけですが、嘱託職員の就業時間の関係もあったり休む関係もありますので、資格を持った人は今は3人そろえているというふうな状況になっております。その報酬のほうにつきましても、2年に1回は昇給できるような体制でやっているというふうになっています。

○委員長（松浦満雄君） ほかに質疑ありますか。

古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 児童福祉費の関係で、軽米保育園のフェンスの関連でお聞きしたいと思いますけれども、軽米保育園ですけれども、入園児の送迎の関係で、基本的なつくりだと車は下のところにおいて上がって行ってという形だと思うのですが、現状を見ても、お迎えとかといえば園庭のほうまで今車が入って送り迎えの状況になっている現状です。非常に園庭の中には、後ろにブランコとか何かもあったり、子供たちが出てくるときにわあっと散らばってなったり、特に冬場になれば暗くなって後ろに見えない状況というか、非常に危険を感じる場所があって、ただ厳密にあそこのゲートから下で待ちなさいというのでも送り迎えの関係では非常に父兄にとっても場所の問題もありますけれども、なかなか対応が難しいのではないかなと。せめてフェンスではないのですが、園庭と今よく工事現場等々では三角のというか、仕切りみたいなものを使っていますが、やっぱり明確にここまでは進入がいいけれども、それ以上は進入で

きないという形の整備がないと、何か事故につながるのではないかなと心配しているところですが、現状はどのように把握しているのかお伺いしたいと思います。

○委員長（松浦満雄君） 健康福祉課福祉担当課長、角田貴浩君。

○健康福祉課福祉担当課長（角田貴浩君） それでは、保育園の現状について説明いたします。

古館委員のおっしゃるとおり、送り迎えのところ、以前は道路沿いの駐車場だけで行っていたところですが、駐車場だけだと朝夕混み合って、そこだけだとちょっと危険だということで園庭のほうに入れております。仕切りなのですが、一部はトラロープとか張ってはいるのですが、後ろ、遊具側はそこまでは行っていない状況で、基本的に保護者が一緒についているということでやっているのですが、その辺はやっぱり改善は考えていきたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（松浦満雄君） 古館委員。

○12番（古館機智男君） ぜひお願いしたいと思います。日が長くなってきて明るくなってきたのですが、本当に夕方5時とかになると冬場ではもう暗い状況でありますし、子供たちはちょっと年長児になれば、あそこを出てくればわあっと走って出てくる子も見ますし、父兄の皆さんの利便性も含めてですけれども、でも簡易なものでもいいからやっぱり仕切りという形で対応していただきたいということも、今の答弁が多分それも含めて検討していきますというように捉えてよろしいのかどうかお聞きします。

○委員長（松浦満雄君） 健康福祉課福祉担当課長、角田貴浩君。

○健康福祉課福祉担当課長（角田貴浩君） そうですね、検討していきたいと思います。

送迎時に限らず、単純に仕切りをつくると、ふだんの遊びのときの支障とかというの也被考えられるので、その辺も含めて検討してまいりたいと思います。

○委員長（松浦満雄君） 古館委員。

○12番（古館機智男君） 当然送り迎えのときの時間帯、大変だかもしれないけれども、あとは防犯上でも多分日中の時間帯というのはゲートが閉まっているのかなと思っていますし、その辺のことをすれば日常的には余り送り迎えの時間帯というのはそれを置いても構わないのではないかなと思うのですが、そういう時間帯についてだったら余り難しくなくできるのではないかなと思うのですが、いかがですか。

○委員長（松浦満雄君） 健康福祉課福祉担当課長、角田貴浩君。

○健康福祉課福祉担当課長（角田貴浩君） それも含めて児童の安全確保にはるる努めて検討してまいりたいと思います。

○委員長（松浦満雄君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 町長の施政方針の中の保育料の完全無償化の実施について検討してまいりますと、この完全無償化については以前からの話もなかったわけではなく、でも今回はかなり力強い豊富だな、公約だなというふうに思っているわけですがけれども、現時点で今後の完全無償化までの見通しについてお伺いしたいのと、いつごろまでというふうなことでお考えなのかお聞きします。

もう一つは、私の認識不足なのかもしれませんけれども、保育園での一時預かり保育や病後児保育等につきましては引き続き実施に向けて検討してまいるということは、これは前にも話題が出たのにまだできていないというふうなこと、これから検討するということだと思えるのですけれども、これについての現状、なぜまずまだまだ継続な状況なのかということをお知らせいただければと思います。

○委員長（松浦満雄君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 今のご質問にお答えしますけれども、一時預かり、病後児保育の実施については、いまだに検討中でございます。一時預かりのためにも、まず保育士が必要、病後児保育に関しては看護師が必要というふうな資格的な面もあって、そういうのをなかなか確保できない、臨時保育士等に対しても募集していても応募がないというふうな状況にあって、特にも平成31年度あたりからは平成30年度にやめられた臨時保育士等もいまして、特にも現状でさえ維持するのが厳しくなってきていると。担任を持たないような、あいている、不足したところにやるようなのが精いっぱい、今のところは病後児保育をするための保育士であったり一時預かりをするための保育士であったりというのを確保するのが難しいので、応募があったらそういったことを始めたいなというふうには思っていますが、その看護師についても応募がないような状況でありますので、そのことを検討しながら今後進めていきたいというふうに考えております。

あと無償化については、10月からは国の政策で3歳以上については無償化されるというふうなことになっておりますので、それに合わせて……

〔「消費税が上がらなかつたらどうするの」「現状でいいから」と言う者あり〕

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） それに合わせれば一番楽なのかなと思いますけれども、その辺のところはちょっと今からの検討になります。

○委員長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） それにつきましては、国は全面的に無償化というふうな流れで今推移しておりますので、国の動向等捉えながら、できるだけ早目に無償化できるように検討してまいりたいと思います。

○委員長（松浦満雄君） 10月からは。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 10月からは、3歳以上児については国の政策で無償化になるというふうなことになっておりまして、完全無償化というのは未満児の部分について町として無償化をしていきたいというふうな方針でありますけれども、それについては今町長が言ったように検討してまいりたいというふうに思います。

○委員長（松浦満雄君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 無償化については、答弁されたとおりで、それはいいです。

もう一つ、一時預かりとかそういうふうなので、これだけに限ったことではないと思うのですけれども、いろんな場面の中で保育士だとか看護師等募集しているけれども、何か今までの話の中でもなかなか応募する人が少ないというふうな現状、何をやるにしても今そういう資格が必要な時代になってきて、何が原因なのか、例えば報酬とかそういうふうな賃金が原因なのか対応がどうなのか、あとは軽米町にそういう人がいないということなのか、それらをもう少し全体把握をして原因を究明した上で対処していく時代になってきているのかなというふうに全体的に見ると、ただ単なるこの事業が来たから、それで資格が必要だから募集しなければならないというだけではない、全体的にその辺も含めて検討する時期ではないのかなというふうな感じがして、いずれ来てもらえるような待遇改善も必要なのかなというふうに、それでまた他市町村から逆に軽米に来て働いてもいいというふうな人がいれば、ましてやいいのではないかなというふうに思うわけですが、その辺のところを検討していく時期ではないかなというふうに思いますけれども、その辺のところ要望して終わります。

○委員長（松浦満雄君） 以上でいかがでしょう。3款終わりたいのですが、いいですか。  
〔「1つ」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） では、館坂委員。

○6番（館坂久人君） テレビとかそういうのを付けると、最近はよく児童虐待ですか、しょっちゅう本当に痛ましい事件が報道になっているわけですが、軽米ではそういった児童虐待、児童相談所に通報されるような事件が今までなかったのか、それとネグレクトですか、そういった件数とかそういうものは全然ないものですか、いかがでしょうか。

○委員長（松浦満雄君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 児童虐待の関係でしたけれども、児童相談所に通報になる件数というのも年間だと12件くらいはあるのかなと。ただいま現在児童相談所が抱えているケースとしては、五、六人が継続指導というふうな形でやっているものもございます。児童相談所に通報となるのは、大抵は面前でDV、夫婦げんかとかそういったのが結構多いとか、あとは親がネグレクトとおっしゃ

いましたけれども、親がもう育てられないというふうな相談があって児童相談所のほうに通報になって、児童相談所のほうで一時保護、その後どこかの施設または里親に出すというふうなことで動いているケースも、軽米の場合でも里親に出したとかそういったケースはあります。それ以外に町に相談があった部分については、町で受理してケースとして確認しておりますけれども、それも年間で3件くらいずつ増加しているような状況で、終結までには結構な時間を要していますので、町で抱えているケースは今11件というふうなことで、身体的暴力、ネグレクト、その2種類に分かれますけれども、ないわけではなくて、毎年というか、新規のケースも結構あるというふうな状況になって、それらについては児童相談所、役場、教育委員会、学校、児童相談所、二戸振興局とかと一緒にやって要保護児童対策地域協議会というのを組織しまして、その情報共有や支援の方法とかそういうものを毎月相談をしながら、そのケース管理のほうは行っているような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（松浦満雄君） 館坂委員。

○6番（館坂久人君） 今の数字を聞いてびっくりしました。軽米でもそういう事件が、案件があるのだなということで、私がPTAをやっているあたりは余りそういった案件はなかったのですが、ネグレクトの報告はあったのですが、やはりテレビ等ではしょっちゅう流れているわけですが、やはりそういった連絡体制というか、通報体制というか、それはどういうふうなあれですか、例えば学校の先生が見て通報したとか、民生委員の方が通報して相談になったとか、どういったケースでそういった連絡体制というのは、通報体制というか、どういうふうになっていましたか。

○委員長（松浦満雄君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 今委員がおっしゃったように学校からの通報というのもありますし、保育園等の先生等からも何かおふろに入っていないようだよとか、そういった形で通報が来ますので、そういったところを家庭訪問なりして、そういう実態がつかめればそういう町のケースとして支援の方向とか、そういったものを確認しているような状況にあります。あと通報先としては、スクールソーシャルワーカーであったり町の保健師であったりとか、民生委員であったりとか、いろんなところから来るように、さっき要保護児童対策地域協議会と言いましたけれども、それが民生委員等も入っておりますので、警察とかも入っておりますので、そういったさまざまのところから通報を受けると、受けれる体制にはなっております。

以上でございます。

○委員長（松浦満雄君） いいですか。

○6番（館坂久人君） 了解。

○委員長（松浦満雄君） それでは、3款民生費を終わり、明日、午前10時から第4款に移ります。

---

◎散会の宣告

○委員長（松浦満雄君） 本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

（午後 3時32分）